【公開版】

提出年月日 令和2年4月13日R24 日本原燃株式会社

六 ヶ 所 再 処 理 施 設 に お け る 新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審查 整理資料

第38条:使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

第I部

本文

目 次

- 口. 再処理施設の一般構造
- ハ. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の構造及び設備

ロ. 再処理施設の一般構造

- (7) その他の主要な構造
- (i) 重大事故等対処施設<u>(再処理施設への人の不法な侵入等の防止,</u> <u>安全避難通路等,制御室,監視測定設備,緊急時対策所及び通信連絡</u> <u>を行うために必要な設備は(i)安全機能を有する施設に記載)</u>
 - (g) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。

使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し,放射性物質 又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和し,及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料 貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において燃料貯蔵プール等内の使 用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必 要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

また、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において燃料 貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和し、及び 臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

燃料貯蔵プール等の冷却等のための設備は、代替注水設備、スプレイ設備、漏えい抑制設備、臨界防止設備及び監視設備で構成する。

- ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備
 - (1) 構 造
 - (ii) 重大事故等対処設備
 - (a) 代替注水設備

プール水冷却系若しくはその他再処理設備の附属施設の冷却水設備の安全冷却水系(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)の冷却機能が喪失し、又は補給水設備の注水機能が喪失し、燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し及び放射線を遮蔽するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

代替注水設備は、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース 及び可搬型建屋内ホースで構成する。

水供給設備の一部である第1貯水槽及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。

代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車, ホース展張車及び運搬車,補機駆動用燃料補給設備の一部である 軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部を可搬型重大事故等対 処設備として配備する。

代替注水設備は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が 喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他 の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、 燃料貯蔵プール等へ注水し水位を維持することにより、使用済燃 料を冷却し、放射線を遮蔽できる設計とする。

代替安全冷却水系の詳細については, 「<u>リ.(2)(i)(b)(p)2)</u> 代替安全冷却水系」に,水供給設備の詳細については, 「<u>リ.(2)(i)(b)(p)</u>1) 水供給設備」に,補機駆動用燃料補給設備<u>の詳細</u>については, 「<u>リ.(4)(m)</u>補機駆動用燃料補給設備」に,計装設備の詳細については, 「<u>リ.(4)(m)</u>補機駆動用燃料補給設備」に,計装設備の詳細については, 「へ.(3)(i)(a)計装設備」に示す。

代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電動駆動ポンプにより構成される補給水設備に対して可搬型中型移送ポンプは空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、電源設備の補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能な設計とすることで、多様性を有する設計とする。

代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、第1貯水槽を水源とすることで、独立性を有する設計とする。

代替注水設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により 固縛等の処置をするとともに、基準地震動による地震力により生 じる敷地下斜面のすべり等の影響を受けない場所に、補給水設備 と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、補給水設備 が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管 するとともに、外部保管エリアの異なる場所にも保管することで 位置的分散を図る。

屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、燃料貯蔵プール等へ 注水するために必要な約240m³/h/台の注水流量を有する設計 とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障 時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3 台以上を確保する。

代替注水設備は、補給水設備に対して、重大事故等への対処に 必要な設備を1セット確保する。

代替注水設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機 能を損なわない設計とする。

代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。

代替注水設備は,「ロ. (7)(i)(b)(x)地震を要因とする重大事故等 に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を 損なわない設計とする。

代替注水設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。

代替注水設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。

代替注水設備は, 簡便なコネクタ接続に統一することにより, 現場での接続が可能な設計とする。 代替注水設備は、容易かつ確実に接続できるよう、ホースは口 径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続を 用いる設計とする。

代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは,外観点検,員数確認, 性能確認及び分解点検が可能な設計とする。

(b) スプレイ設備

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

スプレイ設備は、可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイへッダ で構成する。

水供給設備の一部である第1貯水槽及び補機駆動用燃料補給設備 の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。

代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車,放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース,補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ及び計装設備の一部を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

スプレイ設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその 他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイすることにより、燃料貯蔵 プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性 物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和できる設計とする。 代替安全冷却水系の詳細については,「リ.(2)(i)(b)(□)2)代替安全冷却水系」に,放水設備の詳細については,「リ.(4)(□)(a)放水設備」に,水供給設備の詳細については,「リ.(2)(i)(b)(□)1)水供給設備」に,補機駆動用燃料補給設備の詳細については,「リ.(4)(□)補機駆動用燃料補給設備」に,計装設備の詳細については,「ワ.(4)(□)補機駆動用燃料補給設備」に,計装設備の詳細については,「へ.(3)(□)(a)計装設備」に示す。

スプレイ設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能 が損なわれるおそれがないよう、第1貯水槽を水源とすることで、 独立性を有する設計とする。

スプレイ設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、基準地震動による地震力により生じる敷地下斜面のすべり等の影響を受けない場所に、補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに外部保管エリアの異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。

スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために必要な、水供給設備の大型移送ポンプ車からの送水により約42m³/h/基のスプレイ流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として12基、予備として故障時のバックアップを12基の合計24基以上を確保する。

スプレイ設備は、補給水設備に対して、重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。

スプレイ設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機能 を損なわない設計とする。

スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、汽水の影響に対してア ルミニウム合金を使用する設計とする。

スプレイ設備の可搬型スプレイへッダは、風(台風)及び竜巻に 対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当 該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。

スプレイ設備は、「ロ. (7)(i)(b)(b)地震を要因とする重大事故等に 対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損な わない設計とする。

スプレイ設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。

スプレイ設備は、想定される重大事故等が発生した場合において も設置に支障がないように、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等 により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。

スプレイ設備は, 簡便なコネクタ接続に統一することにより, 現場での接続が可能な設計とする。

スプレイ設備は、容易かつ確実に接続できるよう、ホースは口径 並びに内部流体の圧力及び温度に応じたコネクタ接続を用いる設計 とする。

スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、外観点検、員数確認、 性能確認及び分解点検が可能な設計とする。

(c) 漏えい抑制設備

燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により 燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール 等からの水の漏えいを抑制するために必要な重大事故等対処設備を 設置する。

漏えい抑制設備は、サイフォンブレーカで構成する。

また,設計基準対象の施設と兼用する溢水防護設備の止水板及び 蓋を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは、プール水冷却系の配管 の破断によるサイフォン現象が発生した場合において、サイフォン 現象を停止することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の 漏えいを抑制できる設計とする。

漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、地震によるスロッシングが発生した場合において、燃料貯蔵プール等からの溢水を抑制することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる 設計とする。

環境条件に対して漏えい抑制設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件に対する健全性については、「ロ.(7)(i)(b)(ハ) 環境条件等」に記載する。

漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 設計とする。

漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは, プール水冷却系の配

管が破断した際に発生を想定するサイフォン現象を停止するため に必要な孔径を有する設計とする。

漏えい抑制設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。

漏えい抑制設備は、「ロ. (7)(i)(b)(t)地震を要因とする重大事故 等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能 を損なわない設計とする。

漏えい抑制設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を 損なわない設計とする。

漏えい抑制設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。

(d) 臨界防止設備

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。

また,燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因に より燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において,燃料 貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事 故等対処設備を設置する。

設計基準対象の施設と兼用する燃料受入れ設備の燃料仮置きラック並びに燃料貯蔵設備の燃料貯蔵ラック,バスケット及びバス

<u>ケット仮置き架台(実入り用)を臨界防止設備の常設重大事故等</u> 対処設備として位置付ける。

臨界防止設備は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が 喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他 の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料 貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯 蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プー ル等内における使用済燃料の臨界を防止できる設計とする。

環境条件に対して臨界防止設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件に対する健全性については、「ロ. (7)(i)(b)(ハ) 環境条件等」に記載する。

臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と 同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

臨界防止設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機 能を損なわない設計とする。

臨界防止設備は,「ロ. (7)(i)(b)(は)地震を要因とする重大事故等 に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を 損なわない設計とする。

臨界防止設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用 済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損 なわない設計とする。 臨界防止設備は,再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が 可能な設計とする。

(e) 監視設備

燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

また、燃料貯蔵プール等の状態を監視するために必要な重大事 故等対処設備を設置及び保管する。

監視設備は、計装設備の一部である燃料貯蔵プール等水位計、燃料貯蔵プール等温度計、燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、ガンマ線エリアモニタ、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(大学ャー)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式)、可搬型燃料貯蔵プール等水温計(サーミスタ式)、可搬型燃料貯蔵プール等水温計(カーミスタ式)、可搬型燃料貯蔵プール等水温計(測温抵抗体)、可搬型燃料貯蔵プール等生間線量率計(サーベイメータ)、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)等、代替安全冷却水系の一部である運搬車、電気設備の一部である所内高圧系統等、代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、代替所内電気

設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型 電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯 槽及び軽油用タンクローリで構成する。

補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故 等対処設備として設置する。

計装設備の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電波式),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式),可搬型燃料貯蔵プール等水温計(サーミスタ式),可搬型燃料貯蔵プール等水温計(測温抵抗体),可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ,可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ),可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(場量率計)等,代替安全冷却水系の一部である運搬車,代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機,代替所内電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。

また,設計基準対象の施設と兼用する計装設備の一部である燃料貯蔵プール等水位計,燃料貯蔵プール等温度計,燃料貯蔵プール等状態監視カメラ及びガンマ線エリアモニタ並びに電気設備の一部である所内高圧系統等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

監視設備の燃料貯蔵プール等水位計,燃料貯蔵プール等温度計, 燃料貯蔵プール等状態監視カメラ,ガンマ線エリアモニタ,可搬

型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式),可搬型燃料貯蔵プール 等水位計(メジャー),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電波 式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式)、可搬型 燃料貯蔵プール等水温計(サーミスタ式)、可搬型燃料貯蔵プー ル等水温計(測温抵抗体),可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率 計(サーベイメータ)及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計 (線量率計)は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪 失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の 要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯 蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵 プール等の水位が異常に低下した場合において,燃料貯蔵プール 等の水位,水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について, 重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる 設計とするとともに、監視設備の燃料貯蔵プール等状態監視カメ ラ及び可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラは,燃料貯蔵プー ル等の状態を監視できる設計とする。

監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電波式),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式),可搬型燃料貯蔵プール等水温計(測温抵抗体),可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ,可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)等は,代替電源設備から受電できる設計とする。

代替安全冷却水系の詳細については,「リ.(2)(i)(b)(ロ)2) 代替安全冷却水系」に,補機駆動用燃料補給設備の詳細については,「リ.(4)(n)補機駆動用燃料補給設備」に,代替電源設備の詳細については,「リ.(1)(i)(b)(ロ)1)代替電源設備」に,代替所内電気設備の詳細については,

いては,「リ. (1)(i)(b)(□)2)代替所内電気設備」に,計装設備の詳細については,「ヘ. (3)(i)(a)計装設備」に,電気設備の詳細については,「リ. (1)(i)(b)(□)4)電気設備の所内高圧系統」から「リ. (1)(i)(b)(□)7)電気設備の計測制御用交流電源設備」に示す。

- (2) 主要な設備及び機器の種類
- (ii) 重大事故等対処設備
 - (a) 代替注水設備

[可搬型重大事故等対処設備]

可搬型中型移送ポンプ (燃料貯蔵プール等への注水に使用する設備)

<u>台数3台(うち1台は故障時バックアップ,</u>

1台は待機除外時バックアップ)

可搬型建屋外ホース

数 量 1式

可搬型建屋内ホース

数 量 1式

(b) スプレイ設備

[可搬型重大事故等対処設備]

可搬型建屋内ホース

数 量 1式

可搬型スプレイヘッダ

台 数 24台(うち12台は故障時バックアップ)

(c) 漏えい抑制設備

「常設重大事故等対処設備〕

サイフォンブレーカ

数 量 1式

止水板及び蓋 (「リ. (4)(v)溢水防護設備」と兼用)

数 量 1式

(d) 臨界防止設備

[常設重大事故等対処設備]_

燃料仮置きラック (「ハ. (2)(i)(a)使用済燃料受入れ設備」と兼用)_

燃料貯蔵ラック (「ハ. (2)(i)(b)使用済燃料貯蔵設備」と兼用) バスケット (「ハ. (2)(i)(b)使用済燃料貯蔵設備」と兼用) バスケット仮置き架台 (実入り用) (「ハ. (2)(i)(b)使用済燃料 貯蔵設備」と兼用)

(e) 監視設備

「へ. (3)(i)(a)計装設備」に示す。

添付書類

目次

- 1.9 再処理施設に関する「再処理施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」への適合性
 - 1.9.38 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
- 3.2 重大事故等対処設備

1.9.38 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

- 第三十八条 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が 喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該 使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使 用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設 備を設けなければならない。
- 2 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。

(解釈)

- 1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えい」とは、本規程 第28条に示す想定事故2において想定する貯蔵槽からの水の漏えい のことである。第2項に規定する「使用済燃料貯蔵槽からの大量の水 の漏えい」とは、想定事故2において想定する貯蔵槽からの水の漏え いを超える漏えいをいう。
- 2 第1項の設備とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有す る措置を講じた設備等をいう。
 - 一 代替注水設備として、可搬型代替注水設備(注水ライン、ポンプ 車等)を配備すること。代替注水設備は、設計基準対応の冷却、 注水設備が機能喪失し及び小規模な漏えいがあった場合でも、貯 蔵槽の水位を維持できるものであること。

- 3 第2項の設備とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有 する措置を講じた設備等をいう。
 - スプレイ設備として、可搬型スプレイ設備(スプレイヘッダ、スプレイライン、ポンプ車等)を配備すること。
 - 二 スプレイ設備は、代替注水設備によって使用済燃料貯蔵槽の水位 が維持できない場合でも、燃料損傷を緩和できるものであること。
 - 三 燃料損傷時に、放射性物質又は放射線の敷地外への著しい放出による影響を緩和するための設備等を整備すること。
- 4 第1項及び第2項の設備等として、使用済燃料貯蔵槽の監視は、以下に 掲げるものをいう。
 - 一 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び貯蔵槽上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能であること。
 - 二 使用済燃料貯蔵槽の状態をカメラにより監視できること。
- 5 上記の措置には、対策を実施するために必要となる電源、補給水、施設 の状態を監視するための設備の整備を含む。

適合のための設計方針

再処理施設において、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、 又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料 貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷 却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な次に掲げる設備を 設ける設計とする。

また,再処理施設において,使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合におい

て使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し,放射性物質又は放射線の敷地外への著しい放出による影響を緩和し,及び臨界を防止するために必要な次に掲げる設備を設ける設計とする。

第1項について

燃料貯蔵プール<u>等の</u>冷却機能又は注水機能が喪失し,又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し,放射線を遮蔽し,及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する設計とする。

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽するために必要な重大事故等対処設備として、代替注水設備を設ける設計とする。燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するために必要な重大事故等対処設備として、漏えい抑制設備を設ける設計とする。燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備として、臨界防止設備を設ける設計とする。

第2項について

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し,放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和し,及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する設計とする。

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備として、スプレイ設備を設ける設計とする。燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備として、臨界防止設備を設ける設計とする。

第1項及び第2項について

燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率 について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定する ために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する設計とする。

また、燃料貯蔵プール等の状態を監視するために必要な重大事故等対 処設備を設置及び保管する設計とする。

燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定し、燃料貯蔵プール等の状態を監視するために必要な重大事故等対処設備として、監視設備を設ける設計とする。

添付書類六の下記項目参照

- 1.7.18 重大事故等対処設備に関する設計
- 3. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設
- 6. 計測制御系統施設

- 3.2 重大事故等対処設備
- 3.2.1 代替注水設備

3.2.1.1 概 要

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し,又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において,燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し,及び放射線を遮<u>蔽す</u>るために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合は、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを接続し、第1貯水槽から燃料貯蔵プール等へ水を供給するための経路を構築することで、燃料貯蔵プール等へ注水しプール水位を維持する。

3.2.1.2 系統構成及び主要設備

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽するため、代替注水設備を設ける。

(1) 系統構成

燃料貯蔵プール等の冷却機能<u>又は</u>注水機能<u>が喪失し</u>, 又は燃料貯蔵 プール等<u>からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール</u> 等の水位が低下した場合の重大事故等対処設備として,代替注水設備を 使用する。

代替注水設備は、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び 可搬型建屋内ホースで構成する。

水供給設備の一部である第1貯水槽及び補機駆動用燃料補給設備の 一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。

代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車,ホース展張車及び運搬車,補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部である可搬型代替注水設備流量計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

代替安全冷却水系の詳細については, 「9.5.2.1 代替安全冷却水系」に, 水供給設備の詳細については, 「9.4.2.1 水供給設備」に, 補機 駆動用燃料補給設備の詳細については, 「9.14 補機駆動用燃料補給設 備」に, 計装設備の詳細については, 「6.2.1 計装設備」に示す。

(2) 主要設備

代替注水設備は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、 又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃 料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ注水し水位を維持することにより、使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽できる設計とする。

3.2.1.3 設計方針

(1) 多様性,位置的分散

「1.7.18(1) a. 多様性, 位置的分散」に示す<u>基本方針を踏まえ以下の</u>とおり設計する。

代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時に<u>その</u>機能<u>が</u>損なわ<u>れるおそれが</u>ないよう、<u>電動駆動ポンプにより構成される補給水設</u>備に対して可搬型中型移送ポンプ<u>は</u>空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、電源設備<u>の</u>補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能な設計とすることで、多様性を有する設計とする。

代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、第1貯水槽を水源とすることで、独立性を有する設計とする。

代替注水設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、基準地震動による地震力により生じる敷地下斜面のすべり等の影響を受けない場所に、補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに、外部保管エリアの異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。

<u>(2)</u> 悪影響防<u>止</u>

「1.7.18(1)b. 悪影響防止」に示す<u>基本方針を踏まえ以下のとおり設</u> 計する。

屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、竜巻により 飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備 に悪影響を及ぼさない設計とする。 代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、回転体が飛散することを防 ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

(3) 個数及び容量

「1.7.18(2)個数及び容量」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計 する。

代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、燃料貯蔵プール等へ注水するために必要な約240m³/h/台の注水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。

代替注水設備は、補給水設備に対して、重大事故等への対処に必要な 設備を1セット確保する。

(4) 環境条件等

「1.7.18 (3) a. 環境条件」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。

代替注水設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用 済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機能を損なわ ない設計とする。

代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。

代替注水設備は,「1.7.18(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

代替注水設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの 内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損 なわない設計とする。

代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰及び屋内へ配備する手順を整備する。

代替注水設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。

(5) 操作性の確保

<u>「1.7.18(4) a. 操作性の確保」</u>に示す<u>基本方針を踏まえ以下のとおり</u> 設計する。

代替注水設備は,簡便なコネクタ接続に統一することにより,現場で の接続が可能な設計とする。

代替注水設備は、容易かつ確実に接続できるよう、ホースは口径並び に内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続を用いる設計と する。

3.2.1.4 主要設備及び仕様

代替注水設備の主要設備の仕様を第3-5表に、代替注水設備による 対応に関する設備の系統概要図を第3-14図に示す。

3.2.1.5 試験・検査

「1.7.18(4)b. 試験・検査性」に示す<u>基本方針を踏まえ以下のとおり設</u>計する。

代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは<u>,外観点検</u>,員数確認,性能確 認及び分解点検が可能な設計とする。

3.2.2 スプレイ設備

3.2.2.1 概要

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵 プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使 用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、<u>及び放射性物質又は放射線の大気</u> 中への著しい放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備 を設置及び保管する。

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合は、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイへッダを接続し、第1貯水槽から燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするための経路を構築することで、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイする。

3.2.2.2 系統構成及び主要設備

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵 プール等の水位が異常に低下した場合において燃料貯蔵プール等内の使用 済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中 への著しい放出による影響を緩和するため、スプレイ設備を設ける。

(1) 系統構成

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する設備は, 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯 蔵プール等の水位が異常に低下した場合の重大事故等対処設備として, スプレイ設備を使用する。

スプレイ設備は、可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイへッダで構 成する。

水供給設備の一部である第1貯水槽及び補機駆動用燃料補給設備の 一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。

代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車,放水設備 の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース,補機駆動用 燃料補給設備の一部及び計装設備の一部であるスプレイ設備流量計を 可搬型重大事故等対処設備として配備する。

代替安全冷却水系の詳細については,「9.5.2.1 代替安全冷却水系」に,放水設備の詳細については,「9.15.1 放水設備」に,水供給設備の詳細については,「9.4.2.1 水供給設備」に,補機駆動用燃料補給設備の詳細については,「9.14 補機駆動用燃料補給設備」に,計 装設備の詳細については,「6.2.1 計装設備」に示す。

(2) 主要設備

スプレイ設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の 要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、 燃料貯蔵プール等へ水をスプレイすることにより、燃料貯蔵プール等 内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放 射線の大気中への著しい放出による影響を緩和できる設計とする。

3.2.2.3 設計方針

(1) 多様性,位置的分散

「1.7.18(1) a. 多様性,位置的分散」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。

スプレイ設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、第1貯水槽を水源とすることで、独立性を有する設計とする。

スプレイ設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、基準地震動による地震力により生じる敷地下斜面のすべり等の影響を受けない場所に、補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに、外部保管エリアの異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。

(2) 悪影響防止

<u>「1.7.18(1)b. 悪影響防止」</u>に示す<u>基本方針を踏まえ以下のとおり</u> 設計する。

屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイへッダは、竜巻により 飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備 に悪影響を及ぼさない設計とする。

(3) 個数及び容量

<u>「1.7.18(2)</u> 個数及び容量」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり 設計する。

スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、燃料貯蔵プール等へ水をス

プレイするために必要な、水供給設備の大型移送ポンプ車からの送水により約 $42 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{h}/\mathrm{k}$ のスプレイ流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として $12 \,\mathrm{k}$ 、予備として故障時のバックアップを $12 \,\mathrm{k}$ の合計 $24 \,\mathrm{k}$ 以上を確保する。

スプレイ設備は、補給水設備に対して、重大事故等への対処に必要な 設備を1セット確保する。

(4) 環境条件等

「1.7.18(3) a. 環境条件」に示す<u>基本方針を踏まえ以下のとおり設計</u>する。

スプレイ設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用 済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機能を損なわ ない設計とする。

スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、汽水の影響に対してアルミ ニウム合金を使用する設計とする。

スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備の 転倒防止、固縛を図った設計とする。

スプレイ設備は,「1.7.18(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

スプレイ設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの 内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損 なわない設計とする。

スプレイ設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設

置に支障がないように、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当 該設備の設置場所で操作可能な設計とする。

(5) 操作性の確保

「1.7.18(4) a. 操作性の確保」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり 設計する。

スプレイ設備は、簡便なコネクタ接続に統一することにより、現場で の接続が可能な設計とする。

スプレイ設備は、容易かつ確実に接続できるよう、ホースは口径並 びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続を用いる設 計とする。

3.2.2.4 主要設備及び仕様

スプレイ設備の主要設備の仕様を第3-6表に、スプレイ設備による対応に関する設備の系統概要図を第3-15図に示す。

3.2.2.5 試験・検査

「1.7.18(4) b. 試験・検査性」に示す<u>基本方針を踏まえ以下のとおり設</u>計する。

スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、外観点検、員数確認、性能 確認及び分解点検が可能な設計とする。

- 3.2.3 漏えい抑制設備
- 3.2.3.1 概 要

燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置する。

3.2.3.2 系統構成及び主要設備

燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するため、漏えい抑制設備を 設ける。

(1) 系統構成

燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の重大事故等対処設備として、漏えい抑制設備を使用する。

漏えい抑制設備は、サイフォンブレーカで構成する。

また,設計基準対象の施設と兼用する溢水防護設備の止水板及び蓋 を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

(2) 主要設備

漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは、プール水冷却系の配管の破断によるサイフォン現象が発生した場合において、サイフォン現象を停止することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。

漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、地震によるスロッシングが発生した場合において、燃料貯蔵プール等からの溢水を抑制することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。

3.2.3.3 設計方針

(1) 多様性,位置的分散

「1.7.18(1) a. 多様性,位置的分散」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。

環境条件に対して漏えい抑制設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件に対する健全性については、「3.2.3.3(4) 環境条件等」に記載する。

(2) 悪影響防止

「1.7.18(1) b. 悪影響防止」に示す<u>基本方針を踏まえ以下のとおり設</u>計する。

漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは、他の設備から独立して単独 で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

漏えい抑制設備の止水板及び蓋は,安全機能を有する施設として使用 する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することによ り,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

(3) 個数及び容量

「1.7.18(2) 個数及び容量」に示す<u>基本方針を踏まえ以下のとおり設</u>計する。

漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは、プール水冷却系の配管が 破断した際に発生を想定するサイフォン現象を停止するために必要な孔 径を有する設計とする。

(4) 環境条件等

「1.7.18(3) a. 環境条件」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。

漏えい抑制設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。

漏えい抑制設備は,「1.7.18(5) 地震を要因とする重大事故等に 対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわな い設計とする。

漏えい抑制設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

(5) 操作性の確保

<u>「1.7.18⑷a.操作性の確保」</u>に示す<u>基本方針を踏まえ設計する。</u>

3.2.3.4 主要設備及び仕様

漏えい抑制設備の主要設備の仕様を第3-7表に示す。

3.2.3.5 試験・検査

「1.7.18(4) b. 試験・検査性」に示す<u>基本方針を踏まえ以下のとおり設</u>計する。

漏えい抑制設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。

3.2.4 臨界防止設備

3.2.4.1 概要

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。

また、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。

3.2.4.2 系統構成及び主要設備

燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するため、臨界防止設備を設ける。

(1) 系統構成

燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の重大事故等対処設備として、臨界防止設備を使用する。

設計基準対象の施設と兼用する燃料受入れ設備の燃料仮置きラック並 びに燃料貯蔵設備の燃料貯蔵ラック,バスケット及びバスケット仮置き 架台(実入り用)を臨界防止設備の常設重大事故等対処設備として位置 付ける。

(2) 主要設備

臨界防止設備は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、 又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内における使用済燃料の臨界を防止できる設計とする。

3.2.4.3 設計方針

(1) 多様性,位置的分散

「1.7.18(1) a. 多様性,位置的分散」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。

環境条件に対して臨界防止設備は、想定される重大事故等が発生した 場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その 機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件に対する 健全性については、「3.2.4.3(4) 環境条件等」に記載する。

(2) 悪影響防止

「1.7.18(1) b. 悪影響防止」に示す<u>基本方針を踏まえ以下のとおり設</u>計する。

臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系 統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪 影響を及ぼさない設計とする。

(3) 個数及び容量

「1.7.18(2) 個数及び容量」に示す基本方針を踏まえ設計する。

(<u>4</u>) 環境条件<u>等</u>

「1.7.18(3) a. 環境条件」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。

臨界防止設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用 済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機能を損なわ ない設計とする。 臨界防止設備は、「1.7.18(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

臨界防止設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料 受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計 とする。

(5) 操作性の確保

「1.7.18(4) a. 操作性の確保」に示す基本方針を踏まえ設計する。

3.2.4.4 主要設備及び仕様

<u>臨界防止設備の主要設備の仕様を第3-8表</u>に示<u>す。</u>

3.2.4.5 試験・検査

「1.7.18(4) b. 試験・検査性」に示す<u>基本方針を踏まえ以下のとおり設</u>計する。

臨界防止設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設 計とする。

3.2.5 監視設備

3.2.5.1 概 要

燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

また,燃料貯蔵プール等の状態を監視するために必要な重大事故等対処 設備を設置及び保管する。

3.2.5.2 系統構成及び主要設備

燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率 について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定し、 燃料貯蔵プール等の状態を監視するため、監視設備を設ける。

(1) 系統構成

燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の重大事故等対処設備として、監視設備を使用する。

監視設備は、計装設備の一部である燃料貯蔵プール等水位計、燃料貯蔵プール等温度計、燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、ガンマ線エリアモニタ、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電波式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式)、可搬型燃料貯蔵プール等水温計(サーミスタ式)、可搬型燃料貯蔵プール等水温計(測温抵抗体)、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ)、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)、可搬型計測ユニット、可搬型監視ユニット、可搬型計測ユニット用空気圧縮機、可搬型空冷ユニット用ホース、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計(機器付)、可搬型空冷ユニット出口圧力計(機器付)、可搬型空冷ユニット出口圧力計(機器

用冷却装置圧力計(機器付),可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計(機器付),可搬型監視カメラ入口空気流量計(機器付),可搬型線量率計入口空気流量計(機器付)及びけん引車,代替安全冷却水系の一部である運搬車,電気設備の一部である所内高圧系統等,代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機,代替所内電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機,代替所内電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽及び軽油用タンクローリで構成する。

補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処 設備として設置する。

計装設備の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式), 可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電波式),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式), 可搬型燃料貯蔵プール等水温計(サーミスタ式),可搬型燃料貯蔵プール等水温計(測温抵抗体),可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ, 可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ),可搬型燃料 貯蔵プール等空間線量率計(線量率計),可搬型計測ユニット,可搬型 監視ユニット,可搬型計測ユニット用空気圧縮機,可搬型空冷ユニット 用ホース,可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース,可搬 型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース,可搬型空冷ユニットA, 可搬型空冷ユニットB,可搬型空冷ユニットC,可搬型空冷ユニットA, 可搬型空冷ユニットE,可搬型空冷ユニットC,可搬型空冷ユニットD, 可搬型空冷ユニットE,可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計 (機器付),可搬型空冷ユニット出口圧力計(機器付),可搬型空冷ユニット ニット用冷却装置圧力計(機器付),可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計(機器付),可搬型監視カメラ入口空気流量計(機器付), 可搬型線量率計入口空気流量計(機器付)及びけん引車,代替安全冷却水系の一部である運搬車,代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機,代替所内電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。

また,設計基準対象の施設と兼用する計装設備の一部である燃料貯蔵 プール等水位計,燃料貯蔵プール等温度計,燃料貯蔵プール等状態監視 カメラ,ガンマ線エリアモニタ並びに電気設備の一部である所内高圧系 統等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

(2) 主要設備

監視設備の燃料貯蔵プール等水位計、燃料貯蔵プール等温度計、燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、ガンマ線エリアモニタ、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式)、可搬型燃料貯蔵プール等水温計(サーミスタ式)、可搬型燃料貯蔵プール等水温計(サーミスタ式)、可搬型燃料貯蔵プール等水温計(測温抵抗体)、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ)及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とするとともに、可搬

型燃料貯蔵プール等状態監視カメラは、燃料貯蔵プール等の状態を監視できる設計とする。

監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電波式),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式),可搬型燃料貯蔵プール等水温計(測温抵抗体),可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ,可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計),可搬型計測ユニット,可搬型監視ユニット,可搬型空冷ユニットA,可搬型空冷ユニットB,可搬型空冷ユニットC,可搬型空冷ユニットD及び可搬型空冷ユニットEは,代替電源設備から受電できる設計とする。

3.2.5.3 設計方針

監視設備の主要な設備の設計方針については,「6.2.1.2 設計方針」 に示す。

3.2.5.4 主要設備及び仕様

監視設備の主要設備の仕様を第3-9表に,監視設備による対応に関する設備の系統概要図を第3-16図に示す。

3.2.5.5 試験·検査

監視設備の主要な設備の試験・検査については, 「6.2.1.5 試験・検査」に示す。

第3-5表 代替注水設備の主要設備の仕様

「常設重大事故等対処設備]

a. 水供給設備

「第9.4-4表 水供給設備の主要設備の仕様」に記載する。

b. 補機駆動用燃料補給設備

「第9.14-1表 補機駆動用燃料補給設備の設備仕様」に記載する。

[可搬型重大事故等対処設備]

a. 可搬型中型移送ポンプ (燃料貯蔵プール等への注水に使用する設備)

種 類 うず巻き式

台 数 3 (うち1台は故障時バックアップ, 1台は待機除 外時バックアップ)

容 量 240m³/h/台

b. 可搬型建屋外ホース

数 量 一式

c. 可搬型建屋内ホース

数 量 一式

d. 代替安全冷却水系

「第9.5-2表 代替安全冷却水系の主要設備の仕様」に記載する。

e. 補機駆動用燃料補給設備

「第9.14-1表 補機駆動用燃料補給設備の設備仕様」に記載する。

f. 計装設備

「第6.2.1-1表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様」 に記載する。

第3-6表 スプレイ設備の主要設備の仕様

「常設重大事故等対処設備]

a. 水供給設備

「第9.4-4表 水供給設備の主要設備の仕様」に記載する。

b. 補機駆動用燃料補給設備

「第9.14-1表 補機駆動用燃料補給設備の設備仕様」に記載する。

[可搬型重大事故等対処設備]

a. 可搬型建屋内ホース

数 量 一式

b. 可搬型スプレイヘッダ

基 数 24 (うち12基は故障時バックアップ)

c. 代替安全冷却水系

「第9.5-2表 代替安全冷却水系の主要設備の仕様」に記載する。

d. 放水設備

「第9.15-1表 放水設備の主要設備の仕様」に記載する。

e. 補機駆動用燃料補給設備

「第9.14-1表 補機駆動用燃料補給設備の設備仕様」に記載する。

f. 計装設備

「第6.2.1-1表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様」 に記載する。

第3-7表 漏えい抑制設備の主要設備の仕様

[常設重大事故等対処設備]

a. サイフォンブレーカ

数 量 一式

b. 止水板及び蓋(「9.12 溢水防護設備」と兼用)

数 量 一式

第3-8表 臨界防止設備の主要設備の仕様

[常設重大事故等対処設備]

- a. 燃料仮置きラック (「3.1.4.1 使用済燃料受入れ設備」と兼用) 「第3-1表 使用済燃料受入れ設備の主要設備の仕様」に記載する。
- b. 燃料貯蔵ラック (「3.1.4.2 使用済燃料貯蔵設備」と兼用) 「第3-2表 使用済燃料貯蔵設備の主要設備の仕様」に記載する。
- c. バスケット (「3.1.4.2 使用済燃料貯蔵設備」と兼用) 「第3-2表 使用済燃料貯蔵設備の主要設備の仕様」に記載する。
- d. バスケット仮置き架台(実入り用)(「3.1.4.2 使用済燃料貯蔵設備」と兼用)
 - 「第3-2表 使用済燃料貯蔵設備の主要設備の仕様」に記載する。

第3-9表 監視設備の主要設備の仕様

「常設重大事故等対処設備」

a. 補機駆動用燃料補給設備

「第9.14-1表 補機駆動用燃料補給設備の設備仕様」に記載する。

b. 計裝設備

「第6.2.1-1表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様」 に記載する。

c. 電気設備

「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処 設備の主要機器仕様」に記載する。

[可搬型重大事故等対処設備]

a. 計装設備

「第6.2.1-1表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様」 に記載する。

b. 代替安全冷却水系

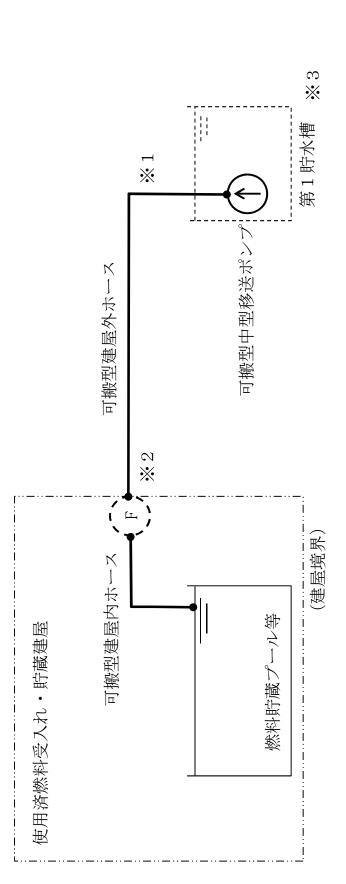
「第9.5-2表 代替安全冷却水系の主要設備の仕様」に記載する。

c. 代替電源設備

「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。

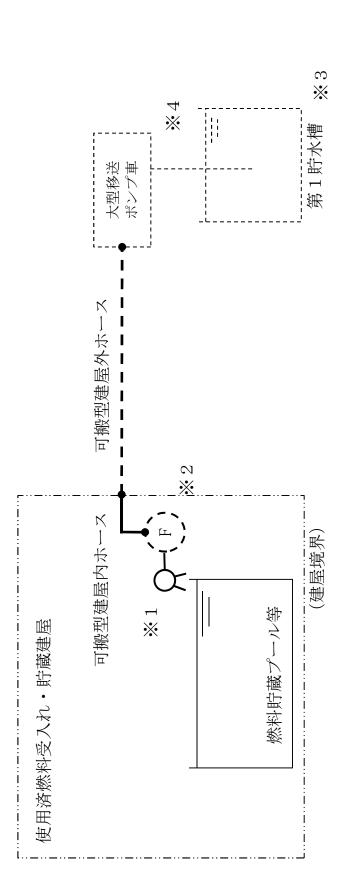
d. 代替所内電気設備

「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。



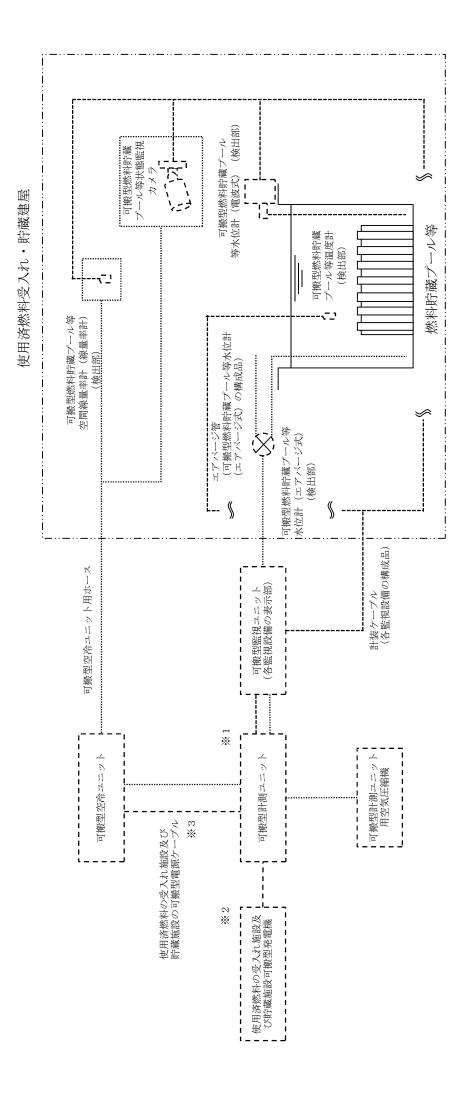
※1 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の代替注水設備※2 計測制御系統施設の計装設備※3 その他再処理設備の附属施設の水供給設備

第3-14図 代替注水設備による注水 系統概要図



※1 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のスプレイ設備※2 計測制御系統施設の計装設備※3 その他再処理設備の附属施設の水供給設備※4 その他再処理設備の附属施設の放水設備

第3-15図 スプレイ設備による水のスプレイ 系統概要図



系統概要図 燃料貯蔵プール等の監視 第3-16図

計測制御系統施設の計装設備

⊢ ※ \mathcal{O} *** ***

電源設備の代替所内電気設備

 \mathfrak{C}

電源設備の代替電源設備

第Ⅱ部

- 1章 基準適合性
 - 1. 概要
 - 1.1 燃料貯蔵プール等の冷却等のための設備
 - 1.1.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は 燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備
 - 1.1.1.1 代替注水設備
 - 1.1.1.2 漏えい抑制設備
 - 1.1.1.3 臨界防止設備
 - 1.1.1.4 監視設備
 - 1.1.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する 設備
 - 1.1.2.1 スプレイ設備
 - 1.1.2.2 臨界防止設備
 - 1.1.2.3 監視設備

- 1.2 燃料貯蔵プール等の冷却等のための設備の主な設計方針
 - 1.2.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は 燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備
 - 1.2.1.1 代替注水設備
 - 1.2.1.2 漏えい抑制設備
 - 1.2.1.3 臨界防止設備
 - 1.2.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する 設備
 - 1.2.2.1 スプレイ設備
 - 1.2.2.2 臨界防止設備

- 2. 設計方針
 - 2.1 燃料貯蔵プール等の冷却等のための設備
 - 2.1.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は 燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備
 - 2.1.1.1 代替注水設備
 - 2.1.1.2 漏えい抑制設備
 - 2.1.1.3 臨界防止設備
 - 2.1.1.4 監視設備
 - 2.1.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する 設備
 - 2.1.2.1 スプレイ設備
 - 2.1.2.2 臨界防止設備
 - 2.1.2.3 監視設備
 - 2.2 多様性,位置的分散
 - 2.2.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は 燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備
 - 2.2.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する 設備
 - 2.3 悪影響防止
 - 2.3.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時,又は 燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備
 - 2.3.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する 設備

2.4 個数及び容量等

- 2.4.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は 燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備
- 2.4.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する 設備

2.5 環境条件等

- 2.5.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は 燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備
- 2.5.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する 設備

2.6 操作性の確保

- 2.6.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は 燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備
- 2.6.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する 設備

2.7 試験·検査

- 2.7.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は 燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備
- 2.7.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する 設備

3. 主要設備及び仕様

- 第38.1表 燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失の対処に用いる主要設備 の仕様
- 第38.1図 代替注水設備による注水 系統概要図
- 第38.2図 スプレイ設備による水のスプレイ 系統概要図
- 第38.3図 燃料貯蔵プール等の監視 系統概要図
- 2章 補足説明資料

1章 基準適合性

重大事故は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第一条の三において、 設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する事故であって、次に 掲げるものとされている。

- 一 セル内において発生する臨界事故
- 二 使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性 廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固
- 三 放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを 防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発
- 四 セル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発 (前 号に掲げるものを除く。)
- 五 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷
- 六 放射性物質の漏えい(前各号に掲げる事故に係るものを除く。)

このうち、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 (以下「事業指定基準規則」という。)第三十八条では、以下の要求が されている。

(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

- 第三十八条 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能で要失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。
- 2 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他

の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合に おいて使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和 し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。 (解釈)

- 1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えい」とは、本規程第28条に示す想定事故2において想定する貯蔵槽からの水の漏えいのことである。第2項に規定する「使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えい」とは、想定事故2において想定する貯蔵槽からの水の漏えいを超える漏えいをいう。
- 2 第1項の設備とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じた設備等をいう。
 - 一 代替注水設備として、可搬型代替注水設備(注水ライン、ポンプ車等)を配備すること。代替注水設備は、設計基準対応の冷却、注水設備が機能喪失し及び小規模な漏えいがあった場合でも、貯蔵槽の水位を維持できるものであること。
- 3 第2項の設備とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を 有する措置を講じた設備等をいう。
 - ー スプレイ設備として、可搬型スプレイ設備(スプレイヘッダ、スプレイライン、ポンプ車等)を配備すること。
 - 二 スプレイ設備は、代替注水設備によって使用済燃料貯蔵槽の水位が 維持できない場合でも、燃料損傷を緩和できるものであること。
 - 三 燃料損傷時に、放射性物質又は放射線の敷地外への著しい放出による影響を緩和するための設備等を整備すること。
- 4 第1項及び第2項の設備等として、使用済燃料貯蔵槽の監視は、以下に 掲げるものをいう。

- 一 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び貯蔵槽上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能であること。
- 二 使用済燃料貯蔵槽の状態をカメラにより監視できること。
- 5 上記の措置には、対策を実施するために必要となる電源、補給水、施設 の状態を監視するための設備の整備を含む。

<適合のための設計方針>

再処理施設において、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、 又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料 貯蔵槽の水位が低下した場合において、使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を 冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な次に掲げる設備 を設ける設計とする。

また、再処理施設において、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において、使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、放射性物質又は放射線の敷地外への著しい放出による影響を緩和し、及び臨界を防止するために必要な次に掲げる設備を設ける設計とする。

第1項について

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の受入れ施設の使用済燃料受入れ設備の燃料仮置きピット並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備の燃料貯蔵プール及び燃料送出しピット(以下「燃料貯蔵プール等」という。)の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模

な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する設計とする。

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し,又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し,及び放射線を遮蔽するために必要な重大事故等対処設備として,代替注水設備を設ける設計とする。燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するために必要な重大事故等対処設備として,漏えい抑制設備を設ける設計とする。燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備として,臨界防止設備を設ける設計とする。

第2項について

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行<u>を</u>緩和<u>し</u>、放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和し<u>、及</u>び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する設計とする。

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備として、スプレイ設備を設ける設計とする。燃料貯蔵プール

等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備 として, 臨界防止設備を設ける設計とする。

第1項及び第2項について

燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率 について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定する ために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する設計とする。

また,燃料貯蔵プール等の状態を監視するために必要な重大事故等対処 設備を設置及び保管する設計とする。

燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率 について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定し、 燃料貯蔵プール等の状態を監視するために必要な重大事故等対処設備とし て、監視設備を設ける設計とする。

1. 概要

1.1 燃料貯蔵プール等の冷却等のための設備

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

また、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

燃料貯蔵プール等の冷却等のための設備は、「燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備」及び「燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する設備」で構成する。

1.1.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備のプール水浄化・冷却設備のプール水冷却系(以下「プール水冷却系」という。)若しくはその他再処理設備の附属施設の冷却水設備の安全冷却水系(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)(以下「安全冷却水系」という。)の冷却機能が喪失し、又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料的受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、「代替注水設備」、「漏えい抑制設備」、「臨界防止設備」及び「監視設備」を用いて、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止できる設計とする。

1.1.1.1 代替注水設備

プール水冷却系若しくはその他再処理設備の附属施設の冷却水設備の安全冷却水系(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)の冷却機能が喪失し、又は補給水設備の注水機能が喪失し、燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し及び放射線を遮蔽するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

代替注水設備は、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬 型建屋内ホースで構成する。

第1貯水槽(第41条 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) 及び軽油貯<u>槽</u>(第42条 電源設備)を常設重大事故等対処設備として新た に設置する。

可搬型中型移送ポンプ運搬車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備),ホース展張車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備),運搬車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備),軽油用タンクローリ(第42条 電源設備)及び可搬型代替注水設備流量計(第43条 計装設備)を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

代替注水設備は,燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し, 又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料 貯蔵プール等の水位が低下した場合において,燃料貯蔵プール等へ注水し 水位を維持することにより,使用済燃料を冷却し,放射線を遮蔽できる設 計とする。

- (1) 代替注水設備
- a. 可搬型重大事故等対処設備
- ・可搬型中型移送ポンプ
- ・ 可搬型建屋外ホース
- ・可搬型建屋内ホース

(2) 代替安全冷却水系

- a. 可搬型重大事故等対処設備
- ・可搬型中型移送ポンプ運搬車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備)
- ・ホース展張車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備)
- ・運搬車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備)
- (3) 水供給設備
- a. 常設重大事故等対処設備
- ・第1貯水槽(第41条 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備)
- (4) 補機駆動用燃料補給設備
- a. 常設重大事故等対処設備
- ・軽油貯槽(第42条 電源設備)
- b. 可搬型重大事故等対処設備
- ・軽油用タンクローリ(第42条 電源設備)

- (<u>5</u>) <u>計装</u>設備
- a. 可搬型重大事故等対処設備
- ·可搬型代替注水設備流量計(第43条 計装設備)

1.1.1.2 漏えい抑制設備

燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合<u>において</u>,燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するために必要な常設重大事故等対処設備を新たに設置する。

漏えい抑制設備は、サイフォンブレーカで構成する。

また,設計基準対象の施設と兼用する溢水防護設備の止水板及び蓋を常 設重大事故等対処設備として位置付ける。

漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは、プール水冷却系の配管の破断 によるサイフォン現象が発生した場合において、サイフォン現象を停止す ることにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる 設計とする。

- (1) 漏えい抑制設備
- a. 常設重大事故等対処設備
- ・サイフォンブレーカ
- ・止水板及び蓋(設計基準対象の施設と兼用)

1.1.1.3 臨界防止設備

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。

設計基準対象の施設と兼用する燃料受入れ設備の燃料仮置きラック並び に燃料貯蔵設備の燃料貯蔵ラック,バスケット及びバスケット仮置き架台 (実入り用)を臨界防止設備の常設重大事故等対処設備として位置付ける。 臨界防止設備は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、 又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料 貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内におけ る使用済燃料の臨界を防止できる設計とする。

- (1) 臨界防止設備
- a. 常設重大事故等対処設備
- ・燃料仮置きラック(設計基準対象の施設と兼用)
- 燃料貯蔵ラック(設計基準対象の施設と兼用)
- ・バスケット(設計基準対象の施設と兼用)
- ・バスケット仮置き架台(実入り用)(設計基準対象の施設と兼用)

1.1.1.4 監視設備

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

また,燃料貯蔵プール等の状態を監視するために必要な重大事故等対処 設備を設置及び保管する。

監視設備は,計装設備(第43条 計装設備) の一部である燃料貯蔵プール 等水位計、燃料貯蔵プール等温度計、燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、 ガンマ線エリアモニタ, 可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式), 可 搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー),可搬型燃料貯蔵プール等水位 計(電波式),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式),可搬型 燃料貯蔵プール等水温計(サーミスタ式),可搬型燃料貯蔵プール等水温 計(測温抵抗体),可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ,可搬型燃料 貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ),可搬型燃料貯蔵プール等 空間線量率計(線量率計)等,代替安全冷却水系(第35条 冷却機能の喪 失による蒸発乾固の発生の防止のための設備)の一部である運搬車,電気 設備(第42条 電源設備)の一部である所内高圧系統等,代替電源設備 (第42条 電源設備)の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 可搬型発電機,代替所内電気設備(第42条 電源設備)の一部である使用 済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用 燃料補給設備(第42条 電源設備)の一部である軽油貯槽及び軽油用タン クローリで構成する。

軽油<u>貯</u>槽 (第42条 電源設備) <u>を常設重大事故等対処設備として新たに</u> 設置する。

可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式) (第43条 計装設備), 可搬 型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー) (第43条 計装設備), 可搬型燃料 貯蔵プール等水位計(電波式) (第43条 計装設備), 可搬型燃料貯蔵プー ル等水位計(エアパージ式) (第43条 計装設備), 可搬型燃料貯蔵プール 等温度計(サーミスタ式) (第43条 計装設備), 可搬型燃料貯蔵プール等 温度計(測温抵抗体) (第43条 計装設備), 可搬型燃料貯蔵プール等状態 監視カメラ(第43条 計装設備),可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サ ーベイメータ) (第43条 計装設備), 可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率 計(線量率計) (第43条 計装設備),可搬型計測ユニット(第43条 計装設 備),可搬型監視ユニット(第43条 計装設備),可搬型計測ユニット用空気 圧縮機(第43条 計装設備),可搬型空冷ユニット用ホース(第43条 計装設 備),可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース(第43条 計装 設備),可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース(第43条 計装 設備), 可搬型空冷ユニットA(第43条 計装設備), 可搬型空冷ユニットB (第43条 計装設備),可搬型空冷ユニットC(第43条 計装設備),可搬型 空冷ユニットD(第43条 計装設備),可搬型空冷ユニットE(第43条 計装 設備),可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計(機器付)(第43条 計 装設備),可搬型空冷ユニット出口圧力計(機器付) (第43条 計装設 備),可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計(機器付) (第43条 計装設 備),可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計(機器付)(第43条 計装 設備),可搬型監視カメラ入口空気流量計(機器付)(第43条 計装設 備),可搬型線量率計入口空気流量計(機器付) (第43条 計装設備),けん 引車 (第43条 計装設備), 運搬車 (第35条 冷却機能の喪失による蒸発

乾固の発生の防止のための設備),使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機(第42条 電源設備),使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル (第42条 電源設備)及び軽油用タンクローリ(第42条 電源設備)を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

燃料貯蔵プール等水位計,燃料貯蔵プール等温度計,燃料貯蔵プール等 状態監視カメラ,ガンマ線エリアモニタ,使用済燃料の受入れ施設及び貯 蔵施設の6.9kV非常用母線,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 kV常用母線,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線, 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の第1非常用直流電源設備,使用済 燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の非常用計測制御用交流電源設備及び使用 済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の非常用計測制御用交流電源設備及び使用 済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の計測制御用交流電源設備を常設重大事 故等対処設備として位置付ける。

監視設備の燃料貯蔵プール等水位計、燃料貯蔵プール等温度計、燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、ガンマ線エリアモニタ、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電波式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式)、可搬型燃料貯蔵プール等水温計(サーミスタ式)、可搬型燃料貯蔵プール等水温計(サーミスタ式)、可搬型燃料貯蔵プール等水温計(測温抵抗体)、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計(サーベイメータ)及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とするとともに、監視設備の燃料貯蔵プール等状態監視カメラ及び可搬型燃料貯蔵プール等状態

監視カメラは、燃料貯蔵プール等の状態を監視できる設計とする。

監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電波式),可搬型燃料貯蔵 プール等水位計(エアパージ式),可搬型燃料貯蔵プール等水温計(測温 抵抗体),可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ,可搬型燃料貯蔵プー ル等空間線量率計(線量率計)等は,代替電源設備から受電できる設計と する。

(1) 計装設備

- a. 常設重大事故等対処設備
- 燃料貯蔵プール等水位計(設計基準対象の施設と兼用)
- ・燃料貯蔵プール等温度計(設計基準対象の施設と兼用)
- ・燃料貯蔵プール等状態監視カメラ(設計基準対象の施設と兼用)
- ・ガンマ線エリアモニタ (設計基準対象の施設と兼用)

(2) 電気設備

- a. 常設重大事故等対処設備
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9k V非常用母線(設計基準対象の施設と兼用)
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線(設計基準対象の施設と兼用)
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線(設計基準対象の施設と兼用)
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の第1非常用直流電源設備(設計 基準対象の施設と兼用)
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の非常用計測制御用交流電源設備

(設計基準対象の施設と兼用)

・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の計測制御用交流電源設備(設計 基準対象の施設と兼用)

(3) 計装設備

- a. 可搬型重大事故等対処設備
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式) (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー) (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電波式) (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式) (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等温度計(サーミスタ式) (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等温度計(測温抵抗体) (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ) (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計) (第43条 計装設備)
- ・可搬型計測ユニット(第43条 計装設備)
- ・可搬型監視ユニット(第43条 計装設備)
- ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニット用ホース(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース(第43条 計装設備)
- 可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットA(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットB(第43条 計装設備)

- ・可搬型空冷ユニットC(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットD(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットE(第43条 計装設備)
- ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計(機器付) (第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニット出口圧力計(機器付) (第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計(機器付) (第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計(機器付) (第43条 計装設備)
- ・可搬型監視カメラ入口空気流量計(機器付) (第43条 計装設備)
- •可搬型線量率計入口空気流量計(機器付) (第43条 計装設備)
- ・けん引車 (第43条 計装設備)

(4) 代替安全冷却水系

- a. 可搬型重大事故等対処設備
- ・運搬車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備)

(5) 代替電源設備

- a. 可搬型重大事故等対処設備
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機(第42条 電源設備)

(6) 代替所內電気設備

・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル (第42条電源設備)

- (7) 補機駆動用燃料補給設備
- a. 常設重大事故等対処設備
- ·軽油貯<u>槽</u>(第42条 電源設備)
- b. 可搬型重大事故等対処設備
- ・軽油用タンクローリ (第42条 電源設備)

1.1.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する設備 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵 プール等の水位が異常に低下した場合は,「スプレイ設備」,「臨界防止 設備」及び「監視設備」を用いて,使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和 し,放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和し,及び臨界を防止できる設計とする。

1.1.2.1 スプレイ設備

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵 プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使 用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気 中への著しい放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備 を設置及び保管する。

スプレイ設備は、可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイへッダで構成 する。

第1貯水槽(第41条 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備) 及び軽油貯<u>槽</u>(第42条 電源設備)を常設重大事故等対処設備として新た に設置する。

ホース展張車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備),運搬車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備),大型移送ポンプ車(第40条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備),可搬型建屋外ホース(第40条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備),軽油用タンクローリ(第42条 電源設備)及び可搬型スプレイ設備流量計(第43条 計装設備)を新たに配備する。

スプレイ設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイすることにより、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和できる設計とする。

(1) スプレイ設備

- a. 可搬型重大事故等对処設備
- ・ 可搬型建屋内ホース
- 可搬型スプレイヘッダ

(2) 放水設備

- a. 可搬型重大事故等対処設備
- ・大型移送ポンプ車(第40条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備)
- ・可搬型建屋外ホース (第40条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備)

(3) 代替安全冷却水系

- a. 可搬型重大事故等对処設備
- ・ホース展張車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備)
- ・運搬車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための 設備)
- (4) 水供給設備
- a. 常設重大事故等対処設備
- ・第1貯水槽(第41条 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備)
- (5) 補機駆動用燃料補給設備
- a. 常設重大事故等対処設備
- ・軽油貯槽(第42条 電源設備)

- b. 可搬型重大事故等对処設備
- ・軽油用タンクローリ (第42条 電源設備)
- (<u>6</u>) <u>計装</u>設備
- a. 可搬型重大事故等対処設備
- (a) 可搬型スプレイ設備流量計(第43条 計装設備)

1.1.2.2 臨界防止設備

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。設計基準対象の施設と兼用する燃料受入れ設備の燃料仮置きラック並びに燃料貯蔵設備の燃料貯蔵ラック、バスケット及びバスケット仮置き架台(実入り用)を臨界防止設備の常設重大事故等対処設備として位置付ける。

臨界防止設備は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、 又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内に おける使用済燃料の臨界を防止できる設計とする。

- (1) 臨界防止設備
- a. 常設重大事故等対処設備
- 燃料仮置きラック(設計基準対象の施設と兼用)
- 燃料貯蔵ラック(設計基準対象の施設と兼用)
- ・バスケット(設計基準対象の施設と兼用)
- ・バスケット仮置き架台(実入り用)(設計基準対象の施設と兼用)

1.1.2.3 監視設備

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵 プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水 位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等に より変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等 対処設備を設置及び保管する。

また,燃料貯蔵プール等の状態を監視するために必要な重大事故等対処 設備を設置及び保管する。

監視設備は、計装設備(第43条 計装設備)の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式),可搬型燃料貯蔵プール等水温計(サーミスタ式),可搬型燃料貯蔵プール等水温計(測温抵抗体),可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ,可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ),可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ),可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)等,代替安全冷却水系(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備)の一部である運搬車,代替電源設備(第42条 電源設備)の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機,代替所内電気設備(第42条 電源設備)の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機,代替所内電気設備(第42条 電源設備)の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備(第42条 電源設備)の一部である軽油貯槽及び軽油用タンクローリで構成する。

軽油貯槽 (第42条 電源設備) を常設重大事故等対処設備として新たに 設置する。

可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式) (第43条 計装設備),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー) (第43条 計装設備),可搬型燃料

貯蔵プール等水位計(エアパージ式) (第43条 計装設備), 可搬型燃料貯 蔵プール等温度計(サーミスタ式) (第43条 計装設備), 可搬型燃料貯蔵 プール等温度計(測温抵抗体) (第43条 計装設備), 可搬型燃料貯蔵プー ル等状態監視カメラ(第43条 計装設備),可搬型燃料貯蔵プール等空間線 量率計(サーベイメータ) (第43条 計装設備), 可搬型燃料貯蔵プール等 空間線量率計(線量率計) (第43条 計装設備), 可搬型計測ユニット(第43 条 計装設備), 可搬型監視ユニット(第43条 計装設備), 可搬型計測ユニ ット用空気圧縮機(第43条 計装設備),可搬型空冷ユニット用ホース(第43 条 計装設備),可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース(第 43条 計装設備),可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース(第 43条 計装設備), 可搬型空冷ユニットA(第43条 計装設備), 可搬型空冷 ユニットB(第43条 計装設備),可搬型空冷ユニットC(第43条 計装設 備), 可搬型空冷ユニットD(第43条 計装設備), 可搬型空冷ユニットE (第43条 計装設備), 可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計(機器 付)(第43条 計装設備),可搬型空冷ユニット出口圧力計(機器付) (第 43条 計装設備),可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計(機器付) (第43 条 計装設備),可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計(機器付)(第 43条 計装設備),可搬型監視カメラ入口空気流量計(機器付) (第43条 計装設備),可搬型線量率計入口空気流量計(機器付) (第43条 計装設 備),けん引車 (第43条 計装設備),運搬車(第35条 冷却機能の喪失に よる蒸発乾固の発生の防止のための設備)、使用済燃料の受入れ施設及び 貯蔵施設可搬型発電機(第42条 電源設備),使用済燃料の受入れ施設及び 貯蔵施設の可搬型電源ケーブル (第42条 電源設備)及び軽油用タンクロ ーリ (第42条 電源設備) を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備 する。

監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式),可搬型燃料貯蔵プール等水温計(サーミスタ式),可搬型燃料貯蔵プール等水温計(測温抵抗体),可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ)及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)は,燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において,燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において,燃料貯蔵プール等の水位,水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について,重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とするとともに,監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラは,燃料貯蔵プール等の状態を監視できる設計とする。

監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式),可搬型燃料貯蔵プール等水温計(測温抵抗体),可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ,可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)等は,代替電源設備から受電できる設計とする。

(1) 計装設備

- a. 可搬型重大事故等対処設備
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式) (第43条 計装設備)
- 可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー) (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式) (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等温度計(サーミスタ式) (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等温度計(測温抵抗体) (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ) (第43条 計装

設備)

- ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計) (第43条 計装設備)
- ・可搬型計測ユニット(第43条 計装設備)
- ・可搬型監視ユニット(第43条 計装設備)
- ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニット用ホース(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットA(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットB(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットC(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットD(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットE(第43条 計装設備)
- ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計(機器付)(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニット出口圧力計(機器付) (第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計(機器付) (第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計(機器付)(第43条 計装設備)
- ・可搬型監視カメラ入口空気流量計(機器付) (第43条 計装設備)
- ·可搬型線量率計入口空気流量計(機器付) (第43条 計装設備)
- ・けん引車 (第43条 計装設備)

(2) 代替安全冷却水系

- a. 可搬型重大事故等对処設備
- ・運搬車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備)
- (3) 代替電源設備
- a. 可搬型重大事故等对処設備
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機(第42条 電源設備)
- (4) 代替所内電気設備
- a. 可搬型重大事故等対処設備
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル(第42条 電源設備)
- (5) 補機駆動用燃料補給設備
- a. 常設重大事故等対処設備
- ・軽油貯槽(第42条 電源設備)
- b. 可搬型重大事故等対処設備
- ・軽油用タンクローリ (第42条 電源設備)

- 1.2 燃料貯蔵プール等の冷却等のための設備の主な設計方針
- 1.2.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能<u>若しくは</u>注水機能喪失<u>時又</u> は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設 備

1.2.1.1 代替注水設備

代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電動駆動ポンプにより構成される補給水設備に対して可搬型中型移送ポンプは空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、電源設備の補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能な設計とすることで、多様性を有する設計とする。

代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時にそ の機能が損なわれるおそれがないよう、第1貯水槽を水源と することで、独立性を有する設計とする。

代替注水設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、基準地震動による地震力により生じる敷地下斜面のすべり等の影響を受けない場所に、補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに、外部保管エリアの異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。

屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは, 竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措 置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、燃料貯蔵プール 等へ注水するために必要な約240m³/h/台の注水流量を 有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、 予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバック アップを2台の合計3台以上を確保する。

代替注水設備は、補給水設備に対して、重大事故等への対 処に必要な設備を1セット確保する。

代替注水設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。

代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは,風(台風)及び 竜巻に対して,風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し, 必要により当該設備の転倒防止,固縛等の措置を講じて保管 する設計とする。

代替注水設備は、「第33条 重大事故等対処設備」の「3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

代替注水設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保 管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管す ることにより、機能を損なわない設計とする。

代替注水設備は、想定される重大事故等が発生した場合に おいても設置に支障がないように、当該設備の設置場所への 遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計 とする。 代替注水設備は, 簡便なコネクタ接続に統一することにより, 現場での接続が可能な設計とする。

代替注水設備は、容易かつ確実に接続できるよう、ホース は口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネ クタ接続を用いる設計とする。

代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは,外観点検,員数確認,性能確認及び分解点検が可能な設計とする。

1.2.1.2 漏えい抑制設備

環境条件に対して漏えい抑制設備は、想定される重大事 故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその 他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計 とする。

漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは, プール水冷却 系の配管が破断した際に発生を想定するサイフォン現象を 停止するために必要な孔径を有する設計とする。 漏えい抑制設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。

漏えい抑制設備は、「第33条 重大事故等対処設備」の「3.地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

漏えい抑制設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

漏えい抑制設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。

1.2.1.3 臨界防止設備

環境条件に対して臨界防止設備は、想定される重大事故等 が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使 用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とする。

臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

臨界防止設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。

臨界防止設備は,「第33条 重大事故等対処設備」の「3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基 づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

臨界防止設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により 機能を損なわない設計とする。

臨界防止設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点 検が可能な設計とする。

1.2.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する設備

1.2.2.1 スプレイ設備

スプレイ設備は、補給水設備と共通要因によって同時にそ の機能が損なわれるおそれがないよう、第1貯水槽を水源と することで、独立性を有する設計とする。

スプレイ設備は、転倒しないことを確認する、又は必要に より固縛等の処置をするとともに、基準地震動による地震力 により生じる敷地下斜面のすべり等の影響を受けない場所 に、補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがない ように、補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔 距離を確保した場所に保管するとともに外部保管エリアの 異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。

スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、燃料貯蔵プール 等へ水をスプレイするために必要な、水供給設備の大型移送 ポンプ車からの送水により約42m3/h/基のスプレイ流 量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として12 <u>基</u>,予備として故障時のバックアップを12基の合計24基以上 を確保する。

スプレイ設備は、補給水設備に対して、重大事故等への対 処に必要な設備を1セット確保する。

スプレイ設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。

スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、汽水の影響に対 してアルミニウム合金を使用する設計とする。

スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、風(台風)及び 竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、 必要により当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管 する設計とする。

スプレイ設備は、「第33条 重大事故等対処設備」の「3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基 づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

スプレイ設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保 管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管す ることにより、機能を損なわない設計とする。

スプレイ設備は、想定される重大事故等が発生した場合に おいても設置に支障がないように、当該設備の設置場所への 遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計 とする。

スプレイ設備は, 簡便なコネクタ接続に統一することにより, 現場での接続が可能な設計とする。

スプレイ設備は、容易かつ確実に接続できるよう、ホース は口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたコネクタ接 続を用いる設計とする。

スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは,外観点検,員数 確認,性能確認及び分解点検が可能な設計とする。

1.2.2.2 臨界防止設備

環境条件に対して臨界防止設備は、想定される重大事故等 が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使 用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とする。

臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

臨界防止設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。

臨界防止設備は、「第33条 重大事故等対処設備」の「3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

臨界防止設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により 機能を損なわない設計とする。

臨界防止設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点 検が可能な設計とする。

2. 設計方針

2.1 燃料貯蔵プール等の冷却等のための設備

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

また、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。

燃料貯蔵プール等の冷却等のための設備は、「燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備」及び「燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する設備」で構成する。

2.1.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備

プール水冷却系若しくは安全冷却水系の冷却機能又は補給水設備の注水機能が喪失し、燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいが発生し、燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、「代替注水設備」、「漏えい抑制設備」、「臨界防止設備」及び「監視設備」を用いて、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止できる設計とする。

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失時,又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備は以下の2.1.1.1から2.1.1.<u>4</u>で構成する。

2.1.1.1 代替注水設備

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合は、燃料貯蔵プール等へ注水するため、代替注水設備、代替安全冷却水系、水供給設備、補機駆動用燃料補給設備及び計装設備を設置及び保管する。

代替注水設備は、以下の2.1.1.1.1から2.1.1.1.5で構成する。

2.1.1.1.1 代替注水設備

プール水冷却系若しくは安全冷却水系の冷却機能の喪失又は注水機能が喪失し、燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ注水して水位を回復、維持することで燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し及び放射線を遮蔽するため、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

また、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいが発生し、燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ水を注水して水位を回復、維持することで燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し及び放射線を遮蔽するため、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

代替注水設備の系統概要図を第38.1図に示す。 主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
- 可搬型中型移送ポンプ
- ・ 可搬型建屋外ホース
- ・ 可搬型建屋内ホース

2.1.1.1.2 代替安全冷却水系

燃料貯蔵プール等への注水において,可搬型中型移送ポンプ,可搬型建屋外ホース,可搬型建屋内ホース及び可搬型代替注水設備流量計を外部保管エリアから第1貯水槽及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋まで運搬するため,可搬型中型移送ポンプ運搬車,ホース展張車及び運搬車を可搬型重大

事故等対処設備として新たに配備する。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
- ・可搬型中型移送ポンプ運搬車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備)
- ・ホース展張車 (第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備)
- ・運搬車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備)

2.1.1.1.3 水供給設備

燃料貯蔵プール等への注水において、水源として使用するため、第1貯水槽を常設重大事故等対処設備として新たに設置する。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
- ・第1貯水槽(第41条 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備)

2.1.1.1.4 補機駆動用燃料補給設備

代替注水設備の可搬型中型移送ポンプで使用する軽油を補給するため、 軽油貯<u>槽</u>を常設重大事故等対処設備として新たに設置するとともに、軽油 用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
- ・軽油貯槽(第42条 電源設備)
- (2) 可搬型重大事故等対処設備

・軽油用タンクローリ (第42条 電源設備)

2.1.1.1.5 計装設備

代替注水設備による燃料貯蔵プール等への注水流量を計測するため,可 搬型代替注水設備流量計を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備す る。

主要な設備は,以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
- ·可搬型代替注水設備流量計(第43条 計装設備)

2.1.1.2 漏えい抑制設備

燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合は、燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するため、漏えい抑制設備を設置する。

燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するため、サイフォンブレーカを常設重大事故等対処設備として新たに設置する。

また、地震が発生した場合において、スロッシングによる水の漏えいを 抑制するため、止水板及び蓋を常設重大事故等対処設備として位置付け る。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
- ・サイフォンブレーカ
- ・止水板及び蓋(設計基準対象の施設と兼用)

2.1.1.3 臨界防止設備

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合<u>において</u>、燃料貯蔵プール等において臨界を防止するため、臨界防止設備を常設重大事故等対処設備として設置する。

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合は、燃料貯蔵プール等において臨界を防止するため、燃料仮置きラック、燃料貯蔵ラック、バスケット及びバスケット仮置き架台(実入り用)を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
- ・燃料仮置きラック(設計基準対象の施設と兼用)
- 燃料貯蔵ラック(設計基準対象の施設と兼用)
- ・バスケット(設計基準対象の施設と兼用)
- ・バスケット仮置き架台(実入り用)(設計基準対象の施設と兼用)

2.1.1.4 監視設備

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し,又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において,燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について,重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定するため,計装設備,電気設備,代替安全冷却水系,代替電源設備,代替所内電気設備及び補機駆動用燃料補給設備を設置及び保管する。

監視設備は以下の2.1.1.4.1から2.1.1.4.6で構成する。

2.1.1.4.1 計装設備

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し,又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合で,内的事象による安全機能の喪失を要因とし,全交流動力電源の喪失を伴わない場合は,燃料貯蔵プール等の水位及び水温を計測し,また燃料貯蔵プール等の状態を監視するため,燃料貯蔵プール等水位計,燃料貯蔵プール等温度計,燃料貯蔵プール等状態監視カメラ及び<u>ガ</u>ンマ線エリアモニタを常設重大事故等対処設備として位置付ける。

燃料貯蔵プール等の水位、水温及び空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲において計測し、また、燃料貯蔵プール等の状態を監視するため、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電波式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式)、可搬型燃料貯蔵プール等温度計(測温抵抗体)、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ)、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ)、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)、可搬型計測ユニット、可搬型監視ユニット、可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

また,燃料貯蔵プール等の水温上昇に伴い使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 内の温度及び湿度が上昇した場合においても,冷却空気を供給し可搬型燃 料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)及び可搬型燃料貯蔵プール等状態 監視カメラを保護することで燃料貯蔵プール等の空間線量率の計測及び燃 料貯蔵プール等の状態監視を継続するため,可搬型計測ユニット,可搬型監視ユニット,可搬型計測ユニット用空気圧縮機,可搬型空冷ユニット用ホース,可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース,可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース,可搬型空冷ユニットA,可搬型空冷ユニットB,可搬型空冷ユニットC,可搬型空冷ユニットD,可搬型空冷ユニットE,可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計(機器付),可搬型空冷ユニット出口圧力計(機器付),可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計(機器付),可搬型空冷ユニット用にルブユニット流量計(機器付),可搬型空冷ユニット開冷却装置圧力計(機器付),可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計(機器付),可搬型監視カメラ入口空気流量計(機器付),可搬型線量率計入口空気流量計(機器付)及びけん引車を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

主要な設備は以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
 - ・燃料貯蔵プール等水位計(設計基準対象の施設と兼用)
 - ・燃料貯蔵プール等温度計(設計基準対象の施設と兼用)
 - ・燃料貯蔵プール等状態監視カメラ(設計基準対象の施設と兼用)
 - ・ガンマ線エリアモニタ(設計基準対象の施設と兼用)
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式)(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー)(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電波式) (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式)(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等温度計(サーミスタ式) (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等温度計(測温抵抗体)(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ(第43条 計装設備)

- ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ)(第43条 計装 設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)(第43条 計装設備)
- ・可搬型計測ユニット(第43条 計装設備)
- ・可搬型監視ユニット(第43条 計装設備)
- ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニット用ホース(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットA(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットB(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットC(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットD(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットE(第43条 計装設備)
- ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計(機器付)(第43条 計装設 備)
- ・可搬型空冷ユニット出口圧力計(機器付) (第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計(機器付)(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計(機器付)(第43条 計装設 備)
- ・可搬型監視カメラ入口空気流量計(機器付) (第43条 計装設備)
- ・可搬型線量率計入口空気流量計(機器付) (第43条 計装設備)
- ・けん引車 (第43条 計装設備)

2.1.1.4.2 電気設備

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し,又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合で,内的事象による安全機能の喪失を要因とし,全交流動力電源の喪失を伴わない場合は,燃料貯蔵プール等水位計,燃料貯蔵プール等温度計,燃料貯蔵プール等状態監視カメラ及びガンマ線エリアモニタの稼働に必要な電力を供給するため,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線,6.9kV常用母線,460V非常用母線,第1非常用直流電源設備,非常用計測制御用交流電源設備及び計測制御用交流電源設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

主要な設備は以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9k V非常用母線(設計基準対象の施設と兼用)
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線(設計基準対象の施設と兼用)
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線(設計基準対象 の施設と兼用)
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の第1非常用直流電源設備(設計 基準対象の施設と兼用)
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の非常用計測制御用交流電源設備 (設計基準対象の施設と兼用)
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の計測制御用交流電源設備(設計 基準対象の施設と兼用)

2.1.1.4.3 代替安全冷却水系

監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電波式),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式),可搬型燃料貯蔵プール等温度計(測温抵抗体),可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ,可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計),可搬型空冷ユニット用ホース,可搬型燃料貯蔵プール等で間線量率計(線量率計),可搬型空冷ユニット用ホース,可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケースを外部保管エリアから使用済燃料受入れ・貯蔵建屋まで運搬するため,運搬車を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
- ・運搬車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための 設備)

2.1.1.4.4 代替電源設備

監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電波式),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式),可搬型燃料貯蔵プール等温度計(測温抵抗体),可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ,可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計),可搬型計測ユニット,可搬型監視ユニット,可搬型空冷ユニットA,可搬型空冷ユニットB,可搬型空冷ユニットC,可搬型空冷ユニットD及び可搬型空冷ユニットEの稼働に必要な電力を供給するため,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 可搬型重大事故等対処設備

・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機(第42条 電源設備)

2.1.1.4.5 代替所内電気設備

監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電波式),可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式),可搬型燃料貯蔵プール等温度計(測温抵抗体),可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ,可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計),可搬型計測ユニット,可搬型監視ユニット,可搬型空冷ユニットA,可搬型空冷ユニットB,可搬型空冷ユニットC,可搬型空冷ユニットD及び可搬型空冷ユニットEの稼働に必要な電力を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から供給するため,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から供給するため,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルを可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル (第42条 電源設備)

2.1.1.4.6 補機駆動用燃料補給設備

監視設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機<u>,可搬型</u> 計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車に必要な軽油を補給するため,軽 油貯<u>槽</u>を常設重大事故等対処設備として新たに設置するとともに,軽油用 タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 常設重大事故等対処設備

- ·軽油貯<u>槽</u>(第42条 電源設備)
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
- ・軽油用タンクローリ (第42条 電源設備)

2.1.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する設備 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵 プール等の水位が異常に低下した場合は,「スプレイ設備」,「臨界防止 設備」及び「監視設備」により,使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し,放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和し,及び 臨界を防止できる設計とする。

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する設備は以下 の 2.1.2.1 から 2.1.2.3 で構成する。

2.1.2.1 スプレイ設備

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵 プール等の水位が異常に低下した場合において燃料貯蔵プール等内の使用 済燃料の著しい損傷の進行を緩和し,及び放射性物質又は放射線の大気中 への著しい放出による影響を緩和するため,スプレイ設備,放水設備,代 替安全冷却水系,水供給設備,補機駆動用燃料補給設備及び計装設備を設 置及び保管する。

スプレイ設備は、以下の2.1.2.1.1から2.1.2.1.6で構成する。

2.1.2.1.1 スプレイ設備

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイすることで燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し<u>及び</u>放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩<u>和す</u>るため、可搬型建屋内ホース<u>及び</u>可搬型スプレイヘッ<u>ダを</u>可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

スプレイ設備の系統概要図を第38.2図に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
- ・ 可搬型建屋内ホース
- ・可搬型スプレイヘッダ

2.1.2.1.2 放水設備

燃料貯蔵プール等への水のスプレイにおいて,第1貯水槽から使用済燃料受入れ・貯蔵建屋まで水を供給するため,大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
- ・大型移送ポンプ車(第40条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備)
- ・可搬型建屋外ホース (第 40 条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制 するための設備)

2.1.2.1.3 代替安全冷却水系

燃料貯蔵プール等への水のスプレイにおいて、可搬型建屋外ホース、可 搬型建屋内ホース、可搬型スプレイへッダ及び可搬型スプレイ設備流量計 を外部保管エリアから第1貯水槽及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋まで運 搬するため、ホース展張車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として 新たに配備する。

主要な設備は,以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
- ・ホース展張車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止の ための設備)
- ・運搬車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための 設備)

2.1.2.1.4 水供給設備

燃料貯蔵プール等への水のスプレイにおいて、水源として使用するため、第1貯水槽を常設重大事故等対処設備として新たに設置する。 主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
- ・第1貯水槽(第41条 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備)

2.1.2.1.5 補機駆動用燃料補給設備

<u>スプレイ設備</u>の大型移送ポンプ車で使用する軽油を補給するため、軽油 <u>財</u>槽を常設重大事故等対処設備として新たに設置するとともに、軽油用タ ンクローリを可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
- ・軽油貯槽(第42条 電源設備)
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
- ・軽油用タンクローリ (第42条 電源設備)

2.1.2.1.6 計装設備

<u>スプレイ設備</u>による燃料貯蔵プール等へのスプレイ流量を計測するため、可搬型スプレイ設備流量計を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
- a. 可搬型スプレイ設備流量計(第43条 計装設備)

2.1.2.2 臨界防止設備

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵 プール等の水位が異常に低下した場合,燃料貯蔵プール等において臨界を 防止するため、臨界防止設備を常設重大事故等対処設備として設置する。

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵 プール等の水位が異常に低下した場合は、燃料貯蔵プール等において臨 界を防止するため、燃料仮置きラック、燃料貯蔵ラック、バスケット及 びバスケット仮置き架台(実入り用)を常設重大事故等対処設備として 位置付ける。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
- ・燃料仮置きラック(設計基準対象の施設と兼用)
- 燃料貯蔵ラック(設計基準対象の施設と兼用)
- ・バスケット(設計基準対象の施設と兼用)
- ・バスケット仮置き架台(実入り用)(設計基準対象の施設と兼用)

2.1.2.3 監視設備

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵 プール等の水位が異常に低下した場合は、燃料貯蔵プール等の状態を監視 するため、計装設備、代替安全冷却水系、代替電源設備、代替所内電気設 備及び補機駆動用燃料補給設備を設置及び保管する。

監視設備は、以下の2.1.2.3.1から2.1.2.3.5で構成する。

2.1.2.3.1 計裝設備

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵

プール等の水位が異常に低下した場合は、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲において計測し、また、燃料貯蔵プール等の状態を監視するため、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式)、可搬型燃料貯蔵プール等温度計(測温抵抗体)、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ)、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)、可搬型計測ユニット、可搬型監視ユニット、可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

燃料貯蔵プール等の水温上昇に伴い使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の温度及び湿度が上昇した場合においても、冷却空気を供給し可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)及び可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラを保護することで燃料貯蔵プール等の空間線量率の計測及び燃料貯蔵プール等の状態監視を継続するため、可搬型空冷ユニット用ホース、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計(機器付)、可搬型空冷ユニット上、可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計(機器付)、可搬型空冷ユニット出口圧力計(機器付)、可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計(機器付)、可搬型空冷ユニット出口圧力計(機器付)、可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計(機器付)、可搬型監視カメラ入口空気流量計(機器付)、可搬型線量率計入口空気流量計(機器付)及びけん引車を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

監視設備の系統概要図を第38. 3図に示す。

主要な設備は以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式)(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー) (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式)(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等温度計(サーミスタ式) (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等温度計(測温抵抗体)(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ) (第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)(第43条 計装設備)
- ・可搬型計測ユニット (第43条 計装設備)
- ・可搬型監視ユニット (第43条 計装設備)
- ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機 (第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニット用ホース(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース(第43条 計装設備)
- ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース(第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットA (第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットB (第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットC (第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットD (第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニットE (第43条 計装設備)
- ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計(機器付) (第43条

計装設備)

- ・可搬型空冷ユニット出口圧力計(機器付) (第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計(機器付) (第43条 計装設備)
- ・可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計(機器付)(第43条 計装設備)
- ・可搬型監視カメラ入口空気流量計(機器付) (第43条 計装設備)
- •可搬型線量率計入口空気流量計(機器付) (第43条 計装設備)
- ・けん引車(第43条 計装設備)

2.1.2.3.2 代替安全冷却水系

監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式),可搬型燃料 貯蔵プール等温度計(測温抵抗体),可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ,可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計),可搬型空冷ユニット用ホース,可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケースを外部保管エリアから使用済燃料受入れ・貯蔵建屋まで運搬するため,運搬車を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
- ・運搬車(第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備)

2.1.2.3.3 代替電源設備

監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計(<u>エア</u>パージ式),可搬型燃料 貯蔵プール等温度計(測温抵抗体),可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カ

メラ,可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計),可搬型計測ユニ ット, 可搬型監視ユニット, 可搬型空冷ユニットA, 可搬型空冷ユニット B, 可搬型空冷ユニットC, 可搬型空冷ユニットD及び可搬型空冷ユニッ トEの稼働に必要な電力を供給するため、使用済燃料の受入れ施設及び貯 蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機(第42条 電源設備)

2.1.2.3.4 代替所内電気設備

監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式),可搬型燃料 貯蔵プール等温度計(測温抵抗体)、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カ メラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計),可搬型計測ユニ ット,可搬型監視ユニット,可搬型空冷ユニットA,可搬型空冷ユニット B, 可搬型空冷ユニットC, 可搬型空冷ユニットD及び可搬型空冷ユニッ トEの稼働に必要な電力を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発 電機から供給するため、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電 源ケーブルを可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
- 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル(第42条 電 源設備)

2.1.2.3.5 補機駆動用燃料補給設備

監視設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機<u>,可搬型</u> 計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車に必要な軽油を補給するため,軽 油貯<u>槽</u>を常設重大事故等対処設備として新たに設置するとともに,軽油用 タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として新たに配備する。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
- ・軽油貯槽 (第42条 電源設備)
- (2) 可搬型重大事故等对処設備
- ・軽油用タンクローリ (第42条 電源設備)

2.2 多様性,位置的分散

基本方針については,「第33条 重大事故等対処設備」の「2.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」(第三十三条第1項第六号, 第2項,第3項第二号,第四号,第六号)に示す。

- 2.2.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時 又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用す る設備
 - (a) 常設重大事故等対処設備

環境条件に対して漏えい抑制設備及び臨界防止設備は, 想定される重大事故等が発生した場合における温度,放射 線,荷重及びその他の使用条件において,その機能を確実 に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件に対す る健全性については,「2.5 環境条件等」の「2.5.3 漏え い抑制設備」に記載する。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時に<u>そ</u>の機能が損な<u>われるおそれが</u>ないよう、<u>電動駆動ポンプにより構成される補給水設備に対して</u>可搬型中型移送ポンプ<u>は</u>空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、電源設備<u>の</u>補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能な設計とすることで<u>、多</u>様性を有する設計とする。

代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時にそ の機能が損なわれるおそれがないよう、第1貯水槽を水源と することで、独立性を有する設計とする。 代替注水設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、基準地震動による地震力により生じる敷地下斜面のすべり等の影響を受けない場所に、補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに、外部保管エリアの異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。

- 2.2.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する設備
 - (a) 常設重大事故等対処設備

環境条件に対して臨界防止設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件に対する健全性については、「2.5 環境条件等」の「2.5.3 漏えい抑制設備」に記載する。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

スプレイ設備は、補給水設備と共通要因によって同時にそ の機能を損なわれるおそれがないよう、第1貯水槽を水源と することで、独立性を有する設計とする。

スプレイ設備は、転倒しないことを確認する、又は必要に より固縛等の処置をするとともに、基準地震動による地震力 により生じる敷地下斜面のすべり等の影響を受けない場所 に、補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがない ように、補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔 距離を確保した場所に保管するとともに、外部保管エリアの 異なる場所にも保管することで位置的分散を図<u>る。</u>

2.3 悪影響防止

基本方針については,「第33条 重大事故等対処設備」の「2.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等(第三十三条第1項第六号,第2項,第3項第二号,第四号,第六号」に示す。

- 2.3.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時 又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用す る設備
 - (a) 常設重大事故等対処設備

漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは,他の設備から独立して単独で使用可能なことにより,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する 場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する ことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは, 竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措 置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは,回転体が飛散す <u>ることを防ぐことで</u>他の設備に悪影響を及ぼさない設計と する。

- 2.3.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する設備
 - (a) 常設重大事故等対処設備

臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する 場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する ことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは, 竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措 置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 2.4 個数及び容量

基本方針については、「第33条 重大事故等対処設備」の 「2.2 個数及び容量(第三十三条第1項第一号)」に示す。

- 2.4.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時 又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する 設備
 - (a) 常設重大事故等対処設備

漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは, プール水冷却 系の配管が破断した際に発生を想定するサイフォン現象を 停止するために必要な孔径を有する設計とする。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、燃料貯蔵プール等へ注水するために必要な約 240 m³/h/台の注水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。

代替注水設備は、補給水設備に対して、重大事故等への対 処に必要な設備を1セット確保する。

- 2.4.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する設備
 - (a) 可搬型重大事故等対処設備

スプレイ設備のスプレイヘッダは、燃料貯蔵プール等へ水 をスプレイするために必要な、水供給設備の大型移送ポンプ 車からの送水により約 $42 \,\mathrm{m}^{\,3} / \,\mathrm{h} / \,\bar{\mathrm{E}}$ のスプレイ流量を有する設計とするとともに,保有数は,必要数として $12 \,\bar{\mathrm{E}}$ 予備として故障時のバックアップを $12 \,\bar{\mathrm{E}}$ の合計 $24 \,\bar{\mathrm{E}}$ 以上を確保する。

2.5 環境条件等

基本方針については,「第33条 重大事故等対処設備」の「2.3 環境 条件等(第三十三条第1項第二号,第七号,第3項第三号,第四号)」に 示す。

- 2.5.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備
 - (a) 常設重大事故等対処設備

漏えい抑制設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。

漏えい抑制設備は、「第33条 重大事故等対処設備」の「3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

漏えい抑制設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

臨界防止設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使 用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機能を損な わない設計とする。

臨界防止設備は、「第33条 重大事故等対処設備」の「3. 地震を 要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とするこ とでその機能を損なわない設計とする。

臨界防止設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料 受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計 とする。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

代替注水設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用 済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機能を損なわ ない設計とする。

代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。

代替注水設備は、「第33条 重大事故等対処設備」の「3. 地震を 要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とするこ とでその機能を損なわない設計とする。

代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰及び屋内へ配備する手順を整備する。

代替注水設備は、想定される重大事故等が発生した場合において<u>も設</u> 置に支障がないように、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当 該設備の設置場所で使用可能な設計とする。

- 2.5.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する設備
 - (a) 常設重大事故等対処設備

臨界防止設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使 用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機能を損な わない設計とする。

臨界防止設備は,「第33条 重大事故等対処設備」の「3. 地震を 要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とするこ とでその機能を損なわない設計とする。

臨界防止設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

スプレイ設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用 済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、湿度を考慮しても機能を損なわ ない設計とする。

スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは<u>, 汽</u>水<u>の影響に対してアルミニウム合金を使用する</u>設計とする。

スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備の転倒防止、固縛を図った設計とする。

スプレイ設備は、「第33条 重大事故等対処設備」の「3. 地震を 要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とするこ とでその機能を損なわない設計とする。

スプレイ設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。

2.6 操作性の確保

基本方針については,「第 33 条 重大事故等対処設備」の 「2.4 操作性及び試験・検査性<u>(第三十三条第1項第三号,</u> 第四号,第五号,第3項第一号,第五号」に示す。

2.6.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時,又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備

代替注水設備は,簡便なコネクタ接続に統一することにより,現場での接続が可能な設計とする。

代替注水設備は、容易かつ確実に接続できるよう、ホース は口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネク タ接続を用いる設計とする。

2.6.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する設備

スプレイ設備は、簡便なコネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。

スプレイ設備は、容易かつ確実に接続できるよう、ホース は口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネク タ接続を用いる設計とする。 2.7 試験·検査

基本方針については,「第33条 重大事故等対処設備」の「2.4 操作性及び試験・検査性(第三十三条第1項第三号, 第四号,第五号,第3項第一号,第五号)」に示す。

2.7.1 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時 又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する 設備

代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、<u>外観点検、員数</u>確認、性能確認及び分解点検が可能な設計とする。

漏えい抑制設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観 点検が可能な設計とする。

臨界防止設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点 検が可能な設計とする。

2.7.2 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する設<u>備</u>

スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは,外観点検,員数 確認,性能確認及び分解点検が可能な設計とする。

臨界防止設備は,再処理施設の運転中又は停止中に外観点 検が可能な設計とする。

3. 主要設備及び仕様

燃料貯蔵プール等の冷却等のための設備を第38.1表に示す。

- 第38. 1表 燃料貯蔵プール等の冷却等の対処に用いる主要設備の仕様
- 1. 燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失時,又は 燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備
 - (1) 燃料貯蔵プール等への注水に使用する設備
 - a. 代替注水設備
 - (a) 可搬型重大事故等対処設備
 - ・ 可搬型中型移送ポンプ
 - 可搬型建屋外ホース
 - ・ 可 搬 型 建 屋 内 ホ ー ス

b. 代替安全冷却水系

- (a) 可搬型重大事故等対処設備
 - ・可搬型中型移送ポンプ運搬車
 - 第35. 1表 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備の主要設備の仕様に記載する。
 - ホース展張車
 - 第35. 1表 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備の主要設備の仕様に記載する。
 - 運搬車
 - 第35. 1表 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備の主要設備の仕様に記載する。

c. 水供給設備

第41. 1表 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の主要設備の仕様に記載する。

d. 補機駆動用燃料補給設備

第42. 1表 電源設備の主要設備の仕様に記載する。

e. 計装設備

第43. 1表 電源設備の主要設備の仕様に記載する。

- (2) 燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するための設 備
- a. 漏えい抑制設備
- (a) 常設重大事故等対処設備
 - ・サイフォンブレーカ
 - ・ 止水板及び蓋 (設計基準対象の施設と兼用)
- (3) 燃料貯蔵プール等において臨界を防止するための設備
- a. 臨界防止設備
- (a) 常設重大事故等対処設備
 - ・燃料仮置きラック (設計基準対象の施設と兼用)
 - 燃料貯蔵ラック(設計基準対象の施設と兼用)
 - ・バスケット(設計基準対象の施設と兼用)
 - ・バスケット仮置き架台(実入り用)(設計基準対象の施設と兼用)

- (4) 燃料貯蔵プール等の監視に使用する設備
- a. 計装設備
- (a) 常設重大事故等対処設備
 - ・燃料貯蔵プール等水位計(設計基準対象の施設と兼用)
 - ・燃料貯蔵プール等温度計(設計基準対象の施設と兼用)
 - ・燃料貯蔵プール等状態監視カメラ(設計基準対象の施設と兼用)
 - ・ガンマ線エリアモニタ (設計基準対象の施設と兼用)
- (b) 可搬型重大事故等対処設備

第43. 1表 計装設備の主要設備の仕様に記載する。

- b. 電気設備
- (a) 常設重大事故等対処設備
 - ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9k V非常用母線(設計基準対象の施設と兼用)
 - ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線 (設計基準対象の施設と兼用)
 - ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線 (設計基準対象の施設と兼用)
 - ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の第1非常用直流電源設備(設計基準対象の施設と兼用)
 - ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の非常用計測制御用 交流電源設備(設計基準対象の施設と兼用)
 - ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の計測制御用交流 電源設備(設計基準対象の施設と兼用)

c. 代替補給水設備

第35. 1表 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備の主要設備の仕様に記載する。

d. 代替電源設備

第42. 1表 電源設備の主要設備の仕様に記載する。

e. 代替所内電気設備

第42. 1表 電源設備の主要設備の仕様に記載する。

f. 補機駆動用燃料補給設備

第42. 1表 電源設備の主要設備の仕様に記載する。

- 2. 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する設備
 - (1) 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備
 - a. スプレイ設備
 - (a) 可搬型重大事故等対処設備
 - 可搬型建屋内ホース
 - 可搬型スプレイヘッダ

b. 放水設備

- (a) 可搬型重大事故等対処設備
 - ・大型移送ポンプ車

第40.1表 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の主要設備の仕様に記載する。

・ 可搬型建屋外ホース

第40.1表 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の主要設備の仕様に記載する。

c. 代替安全冷却水系

- (a) 可搬型重大事故等対処設備
 - ホース展張車

第35.1表 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備の主要設備の仕様に記載する。

運搬車

第35.1表 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備の主要設備の仕様に記載する。

d. 水供給設備

第41. 1表 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の主要設備の仕様に記載する。

e. 補機駆動用燃料補給設備

第42. 1表 電源設備の主要設備の仕様に記載する。

f . 計装設備

第43. 1表 電源設備の主要設備の仕様に記載する。

- (2) 燃料貯蔵プール等において臨界を防止するための設備
- a. 臨界防止設備
- (a) 常設重大事故等対処設備
 - ・燃料仮置きラック (設計基準対象の施設と兼用)
 - ・燃料貯蔵ラック(設計基準対象の施設と兼用)
 - ・バスケット (設計基準対象の施設と兼用)
 - ・バスケット仮置き架台(実入り用)(設計基準対象の施設と兼用)
- ③ 燃料貯蔵プール等の監視に使用する設備
- a. 計装設備

第43. 1表 計装設備の主要設備の仕様に記載する。

b. 代替安全冷却水系

第35. 1表 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生の防止のための設備の主要設備の仕様に記載する。

c. 代替電源設備

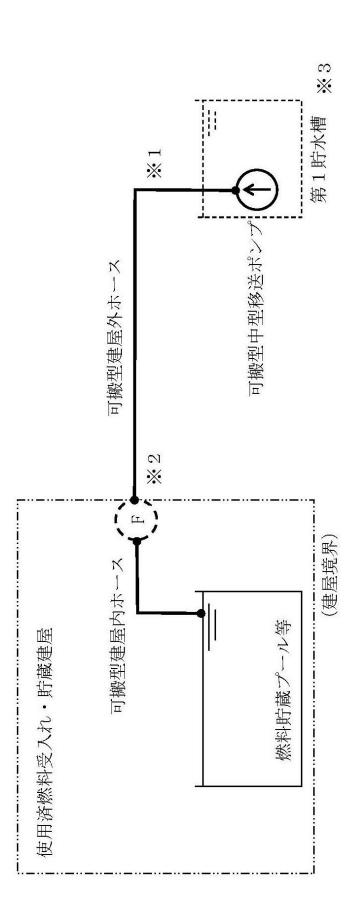
第42. 1表 電源設備の主要設備の仕様に記載する。

d. 代替所内電気設備

第42. 1表 電源設備の主要設備の仕様に記載する。

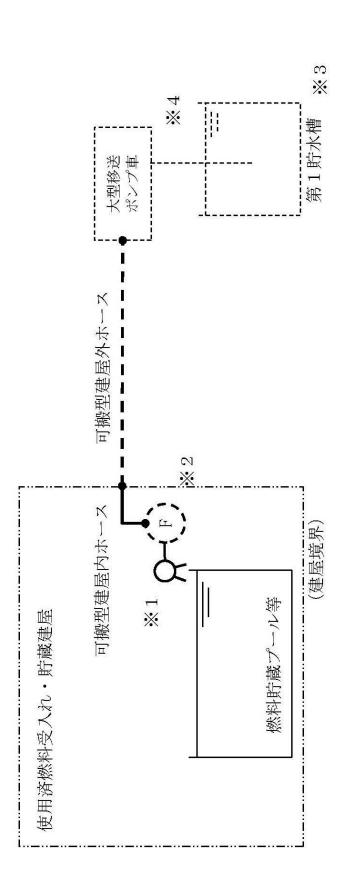
e. 補機駆動用燃料補給設備

第42. 1表 電源設備の主要設備の仕様に記載する。



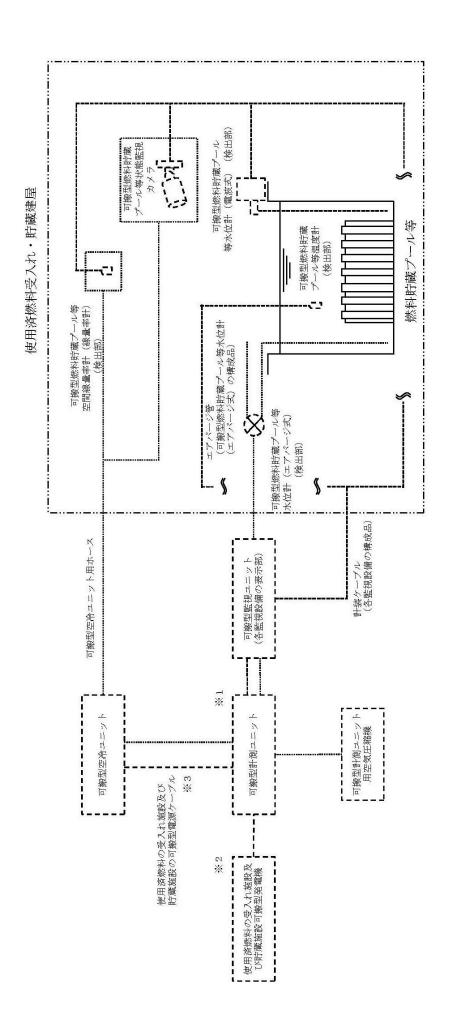
※1 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の代替注水設備※2 計測制御系統施設の計装設備※3 その他再処理設備の附属施設の水供給設備

第38.1図 代替注水設備による注水 系統概要図



※1 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のスプレイ設備※2 計測制御系統施設の計装設備※3 その他再処理設備の附属施設の水供給設備※4 その他再処理設備の附属施設の放水設備

系統概要図 スプレイ設備による水のスプレイ Ω ⊠ 38. 紙



第38.3図 燃料貯蔵プール等の監視 系統概要図

計測制御系統施設の計装設備

電源設備の代替所内電気設備

電源設備の代替電源設備

- 0 0 * * * 2章 補足説明資料

再処理施設 安全審查 整理資料 補足説明資料リスト

第38条:使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

注)10/11付で提出した資料は8月付で提出した資料と同一のものであるが、資料No.を変更したことからRev.0とした。

	再処理施設 安全審查 整理資料 補足説明資料			(推品并且张泽炎 七子))上海炎乡 5 女币甲目》并用
資料No.	名称	提出日	Rev	浦右(6.71 佐山月かり具や1~しいこと、具や苗方で記載)
補足説明資料2-1	SA設備基準適合性 一覧表	4/13	8	別紙-1 SA設備基準適合性 一覧表
補足説明資料2-2	型置図	4/13	2	別紙-2 配置図
補足説明資料2-3	系統図	4/13	-	
補足説明資料2-4	その他設備	4/13	3	
補足説明資料2-5	保管場所図	10/11	0	別紙-3 保管場所図
補足説明資料2-6	アクセスルート図	10/11	0	別紙-4 アクセスルート図
補足説明資料2-7	スプレイ設備について	12/18	0	
補足説明資料2-8	計装設備の測定原理	4/13	1	別紙-6 計装設備の測定原理
補足説明資料2-9	燃料貯蔵プールサイフォンブレーカの健全性について	4/13	2	別紙-5 使用済燃料貯蔵プールサイフォンブレーカの健全性について
補足説明資料2-10	燃料貯蔵プール等の未臨界性評価	1	1	欠番 有効性評価へ添付
補足説明資料2-11	監視カメラによる燃料貯蔵プール等の監視範囲について	1	1	欠番 計裝設備へ添付
補足説明資料2-12	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋における線量評価について	1	1	欠番 有効性評価へ添付
補足説明資料2-13	プール水の漏えい緩和手段について	4/13	2	
補足説明資料2-14	主要設備の試験・検査	4/13	-	

162

補足説明資料2-1 (第38条)

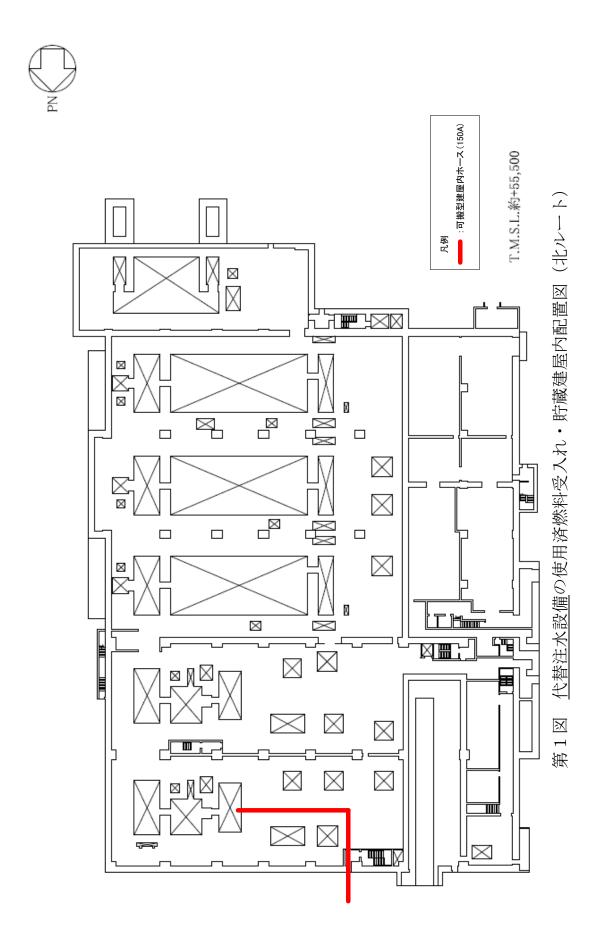
SA設備基準適合性一覧表

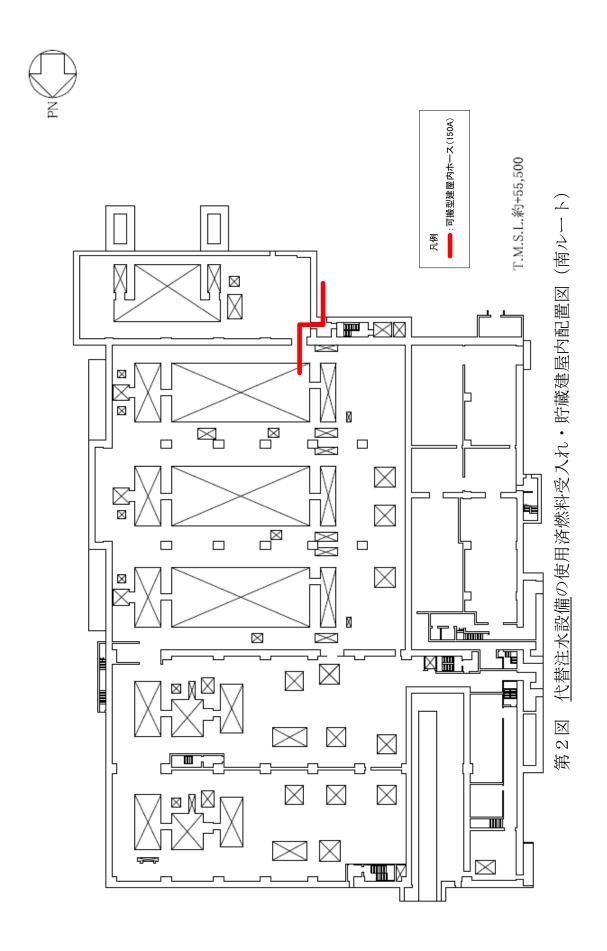
10年間			38条 燃料損傷	38条 燃料損傷	38条 燃料損傷	38条 燃料損傷	38条 燃料損傷	38条 燃料損傷	38条 燃料損傷	38条 燃料損傷
2019年 20			(1) 代替注水設備 a. 可搬型重大事故等対処設備	対処設備	代替沙可搬型	() ()	漏えい抑制 <u>設備</u> 常 <u>設重大事故等</u> 対処設備	備 (等対処設備	(4) <u>臨界防止設備</u> a. 常 <u>設重大事故等対処設備</u>	(4) <u>臨界防止設備</u> a. 常 <u>段重大事故等対処設備</u>
			(a) 可搬型建屋内ホース -	5.7	(c) 可搬型建屋外ホース - -	, (C			(a) <u>燃料仮置きラック</u> 燃焼度計測後燃料仮置きラック	(b) <u>燃料貯蔵ラック</u> 低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック
(1) 中央 (1) 中外 (1) 中			平称150, 20m/本本(うち4本は故障時	3台(うち1台は故障時 ップ, 1台は待機除外時/シ 240m3/h/台	<u>種類 野 呼称150, 20m/本数</u> 数 量 338本(うち169本は故障 時パックアップ)	数 量 14個		種類 たて置きラック式 基数 2(1基/系列×2系列)	種 類 たて置きラック式 基 数 2(1基/系列×2系列)	権 類 たて置きラック式 基 数 60
		大事故等対処設備の故障時/ ジックアップ ・シッケアップの個数は除く。		1,	2(1)セット	14個	式	7	77	霁09
20	184	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	I			ı	1	1	I	ı
第2-9		温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応		屋外環境に対応	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等
第20		自然現象等	屋内のため該当しない		屋外環境に対応	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
第3号 作 操作環境	号25	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2: 化学薬品漏えい※1枚学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐電性により排除することとしている。※2.火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。			屋外のため該当しない	水中設置のため溢水の影響を受けな ¾	溢水の影響を受けない	水中設置のため溢水の影響を受けな パ	水中設置のため溢水の影響を受けない	水中設置のため溢水の影響を受けない
#4.	<u>а</u>	操作環境	屋内		屋外	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
第4号 試験・検査 193条 別紙ー1参照 [73条 別紙ー198照 第56号 別・検査 第46回 記録・検査 193条 別紙ー198照 第6号 別・検診計 基本等の表示として、表現構成を変えることが、電子等の表別を開放としての系規構成を変えることが、電子等を対象を対象としての系規構成を変えることが、電子等を対象を対象を対象としての系規構成を変えることが、電子等を対象を対象を対象を対象としての系規構成を変えることが、電子等を対象を対象を対象としての系規構成を変えることが、電子等を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	r T	操作内容	操作不要		操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
第5号 切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合) 重大事故が起導用であり該当しない 重大事故が迅導用であり該当しない			別紙-1」参照	別紙-1」参照	[33条 別紙-1]参照	「33条 別紙-1」参照	[33条 別紙-1]参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照
 第6号 際	2음	来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	1大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない				
第7号 設置場所(放射線影響の防止)	号95	系統設計	通常時の系紡構成を変えることなく重 大事故等対処施設としての系紡構成 ができる設計としており、悪影響を及 ぼさない	指特の系結構成を変えることなく重 大事故等対処施設としての系結構成 できる設計としており、悪影響を及 ださない。	通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処施設としての系統構成 ができる設計としており、悪影響を及 ほさない	他の設備から独立して使用可能なこ とにより悪影響を及ぼさない	安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等 対処設備として使用することにより悪 影響を及ぼさない	安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等 対処設備として使用することにより悪 影響を及ぼさない	安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等 対処設備として使用することにより悪 影響を及ぼさない	安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等 対処設備として使用することにより悪 影響を及ぼさない
第7号 設置場所(放射線影響の防止) 平常時と同等 屋外 2 共通要 (本)		その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない		保管時は固縛により悪影響を及ぼさ ない	地震起因重大事故機能維持設計とし はおり悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計とし ており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計とし ており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計とし ており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計とし ており悪影響を及ぼさない
第	山		平常時と同等 必要に応じ遮蔽の設置等		屋外					
第音 落音 第1号 常設との接続性 降下火砕物による降灰濃度 第2号 異なる権効の移続口の確保 平常時と同等 第3号 設置場所(放射線影響の防止) 少寒店に造蔵の設置等 第4号 操作 と異なる場所への保管 第5号 アクセスルート 70セスルート 第5号 アクセスルート 2ルート確保 第5号 次2:火災に対しては、化学薬品の漏え 保管時は固縛、溢水に対する防護を 保管時は固縛、溢水に対する防護を 保管時は固縛、溢水に対する防護を にて保管 大部保管エリアに2セットを保管 水部保管エリアに2セットを保管 水部保管エリアに2セットを保管 第5号 アクセスルート 2ルート確保 第5号 次2:火災に対しては、化学薬品の漏え 保管時は固縛、溢水に対する防護を 保管時は固縛、溢水に対する防護を 保管時は固縛、溢水に対する防護を にない ボッカ ボッカ・ス・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール						・地震起因重大事故機能維持設計と・ しており、重大事故等の起因となる安 し 全機能と同時に確能要失しない・ ・ 溢水の影響を受けない・	・地震起因重大事故機能維持設計と しており、重大事故等の起因となる安 全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計と・・ しており、重大事故等の起因となる安 (世 ため、 全機能と同時に確能要失しない・ ・ 溢水の影響を受けない・	・地震起因重大事故機能維持設計と しており、重大事故等の起因となる安 全機能と同時に議能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計と しており、重大事故機の起因となる安全機能と同時に機能等の上のない ・溢水の影響を受けない
第1号 常設との接続性 第2号 異なる複数の接続性 工作的信息 屋外 第2号 異なる複数の接続口の確保 工作的場別を提出の成立 工作的 表表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表						を受けない	静的機器であり影響を受けない		静的機器であり影響を受けない	静的機器であり影響を受けない
第1号 常設との接続性 第2号 異なる複数の接続口の確保 第3号 設置場所(放射線影響の防止) 平常時と同等 整計基準対象の施設、常設重大事故等対処設備 補給水設備が設置される建屋から 第4号 保管 と異なる場所への保管 施意による大型航空機の衝突に対する寿虚 外部保管エリアに2セットを保管 第5号 アクセスルート 第5号 アクセスルート 東京、大田・農田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田		降下火砕物による降灰濃度				建屋内に設置される静的機器であり、登影を受けない	建屋内に設置される静的機器であり影響を受けない	建屋内に設置される静的機器であり。影響を受けない	建屋内に設置される静的機器であり影響を受けない	建屋内に設置される静的機器であり影響を受けない
第2号 異なる複数の接続口の確保 (再か理施設の外から水等を供給するもの)	-	常設との接続性								
第3号 設置場所(放射線影響の防止) 平常時と同等 屋外 屋外 第4号 保管 上具なる場所への保管 補給水設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した保 管場所での保管 補給水設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した保 管場所での保管 特別保管エリアに2セットを保管 第5号 アクセスルート 外部保管エリアに2セットを保管 外部保管エリアに2セットを保管 外部保管エリアに2セットを保管 第5号 アクセスルート 2ルート確保 2ルート確保 2ルート確保 本 ※2・北学業品漏えいに対しては、化学薬品別えた。1及び等による損傷 保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管 保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管 素 ※2・北域に対しては、化学薬品の漏え保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管 Lで保管 Lで保管	ПГ	異なる複数の接続口の確保 再処理施設の外から水等を供給するもの)								
第4号 保管 と異なる場所への保管 100m以上の離隔距離を確保した保管 100m以上の離隔距離を確保した保 100m以上の 100m以			平常時と同等 必要に応じ遮蔽の設置等		屋外					
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	号45	設計基準対象の施設、常設重大事故等対処設備 と異なる場所への保管	補給水設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した保 管場所での保管		補給水設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した保管場所での保管					
第5号 アクセスルート 2ルート確保 2ルート確保 2ルート確保 2ルート確保 2ルート確保 2ルート確保 地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※3 ※1・光学薬品温えいに対しては、化学薬品の漏え 保管時は固縛、溢水に対する防護を 0.源の耐震性により排除することとしている。		故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに2セットを保管		外部保管エリアに2セットを保管					
地震(地震砲件の溢水、化学薬品漏えい※)及び 火災※入 共、※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え、保管時は固縛、溢水に対する防護を 通 い源の耐震性により排除することとしている。 ア※2:火災に対しては、第29条では、大災等による損傷	5号	<i>ኃ</i> ቲスルート	2ルート確保	— 卜確保	2ル一ト確保					
5	中	# (編集 (地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び 火災※2)	保管時は固縛、溢水に対する防護を して保管		保管時は固縛、溢水に対する防護を して保管					
及 落雷 保管用コンテナに保管 屋外保管場所に保管 57		細検	保管用コンテナに保管		保管用コンテナに保管					
降下火砕物による降灰濃度 影響を受けない 際灰及び屋内へ移動		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない		影響を受けない					

			38条 燃料損傷	38条 燃料損傷	38条 燃料損傷	38条 燃料損傷	38条 燃料損傷	38条 燃料損傷	38条 燃料損傷	38条 燃料損傷	38条 燃料損傷
			(4) 臨界防止設備	止設備	方止	(4) 臨界防止設備		3) スプレイ設備		(3) スプレイ設備	(3) スプレイ設備
		33条適合性 (a. 常 <u>設重大事故等対処設備</u> (b) 燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック	常 <u>設重大事故等対処設備 燃料貯蔵ラック</u> 桟留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック	a. 常設重大事故等対処設備 (b) 燃料貯蔵ラック 高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック	a. 常設重大事故等対処設備 (c) パスケット	常設重大事故等対処設備) パスケット仮置き架台(実入り用)	a. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 可搬型建屋内ホース 建屋内ホース	a. <u>可搬型重大事故等対処設備</u> (b) <u>可搬型建屋内ホース</u> (建屋内ホース	a, 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース 接続金具	a. 可搬型重大事故等対処設備 (d) 可搬型スプレイヘッダ -
			種 <u>類 たて置きラック式</u> 基 数 63	種類 たて置きラック式 基数 2	<u>種 類 たて置きラック式</u> 基 数 3	種 類 水平権入ラック式 容 量 バスケット15基 容	種 類 水平挿入ラック式 容 量 バスケット15基	種 類 呼称65.20m/本 数 量 76本(うち38本は故障時 パックアップ)	種 類 呼称150, 20m/本 数 量 56本(うち28本は故障時 パックアップ)	<u>3岐、呼び径150×</u> 3ち3基は故障時	種 類 自動旋回型(水圧) 数 量 24基(うち12基は故障時 パックアップ)
	画	£5-17	# 00		#	# 1				14 (1)0	100(1)
無	第1号 ※		63奉	, 李7	会	D.安.	5~	Z(1) ゼット	Z(1) ゼット	2(1)	2(1) Z Y F
	ぬ	容量			1				I		
		温度、圧力、湿度、放射線	衆国子報鴬圡	- 本常時と同等	歩同と 幸岡 大田 本 本 学 日 子 年 本	宝宝	第四子報幕本	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
		自然現象等	国内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
	第2年	お 地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※7 2、1、化学薬品漏えいがしない、水・化学薬品の漏え 水・ 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	水中設置のため溢水の影響を受けない	水中設置のため溢水の影響を受けない	水中設置のため溢水の影響を受けない	水中設置のため溢水の影響を受けない	水中設置のため溢水の影響を受けな 🧎	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
井)面	1 c	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
		操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	手動操作
無	第4号 試	試験,検査	「33条 別紙-1」参照	[33条 別紙-1]参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙—1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	[33条 別紙-1]参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照
無	第5号切り	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)					- 3	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	系統設計等	安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等 対処設備として使用することにより悪 繋響を及ほさない	安全機能を有する施設として使用す る場合と同じ系統構成で重大事故等 対処設備として使用することにより悪 影響を及ぼさない	安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等 対処設備として使用することにより悪 影響を及ほさない	安全機能を有する施設として使用す る場合と同じ系紡構成で重大事故等 対処設備として使用することにより悪 影響を及ぼさない	女全機能を有する施設として使用す 1 る場合と同じ系統構成で重大事故等 7 対処設備として使用することにより悪 7 影響を及ぼさない	通常時の系統構成を変えることなく重 大事故等対処施設としての系統構成 ができる設計としており、悪影響を及 ほさない	通常時の系統構成を変えることなぐ重 大事故等対処施設としての系統構成 ができる設計としており、悪影響を及 ぼさない	通常時の系統構成を変えることなく重 大事故等対処施設としての系統構成 ができる設計としており、悪影響を及 ぼさない	通常時の系統構成を変えることなく重 大事故等対処施設としての系統構成 ができる設計としており、悪影響を及 ぼさない
		その他(飛散物)	地震起因重大事故機能維持設計とし ており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計とし : ており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計とし ており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計とし けており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計とし { ており悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない。	保管時は固縛により悪影響を及ぼさ ない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさ ない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない
第 第 2.	alc	設置場所(放射線影響の防止)					1	10mSv以下で作業管理 必要に応じ遮蔽の設置等	10mSv以下で作業管理 必要に応じ遮蔽の設置等	10mSv以下で作業管理 必要に応じ遮蔽の設置等	10mSv以下で作業管理 必要に応じ遮蔽の設置等
张 乙酉(第		地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい。)及び火 (X22) (X2	・地震起因重大事故機能維持設計と しており、重大事故等の起因となる安 生態性に同時に機能要失しない ・ 溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計と しており、重大事故等の起因となる安 全機能と同時に構能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計と しており、重大事故等の起因となる安 全機能と同時に構能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計と・・ しており、重大事故等の起因となる安 旧 全機能と同時に機能喪失しない ・ 溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計と しており、重大事本等の起因となる安 全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない				
합)		落醋	静的機器であり影響を受けない神量に一部署される熱の機器であり		静的機器であり影響を受けない神器には、神器には、神器をはいい。		静的機器であり影響を受けない 神田 田川 野霊 大学 神田 田川 野 東北 大 熱 の 機 架 か 本 も の 権 知 本 も れ よ				
		降下火砕物による降灰濃度	光年といる時の成品 このり 影響を受けない	性性がにぬ自られる肝的破砕にのり 影響を受けない	年年内に改画C45の時間吸給にの7影響を受けない	英年Pirtx回になる時間であってのアンド	AEMINESSECTIONFUNGACON				
無	第1号 第	常設との接続性									
無	第2号 異な	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)									
第3-	吡	設置場所(放射線影響の防止)					1			平常時と同等 必要に応じ遮蔽の設置等	平常時と同等 必要に応じ遮蔽の設置等
	第4号	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管 電所						補給水設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した保 管場所での保管	補給水設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した保 管場所での保管	考慮する対象となる常設重大事故等 対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等 対処設備はない
野(故意による大型航空機の衝突に対する考慮						外部保管エリアに2セットを保管	外部保管エリアに2セットを保管	外部保管エリアに2セットを保管	外部保管エリアに2セットを保管
回搬型	5号 万	74						2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ル一ト確保
	中 中	性にできる。 世に、大きない。 大災※2) 大災・2) 大・2、七・学業品温えいに対しては、化学業品の漏え 通 (、派の可需性により株成することしている。 要 ※2・火災に対しては、第29条「火災等による損傷 の防止に基づき必要な措置を指しる。						保管時は固縛、溢水に対する防護を して保管	保管時は固縛、溢水に対する防護を (して保管	保管時は固縛、溢水に対する防腱を して保管	保管時は固縛、溢水に対する防護を して保管
		· 整體						保管用コンテナに保管	保管用コンテナに保管	保管用コンテナに保管	保管用コンテナに保管
	\dashv	ル 降下火砕物による降灰濃度						影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない

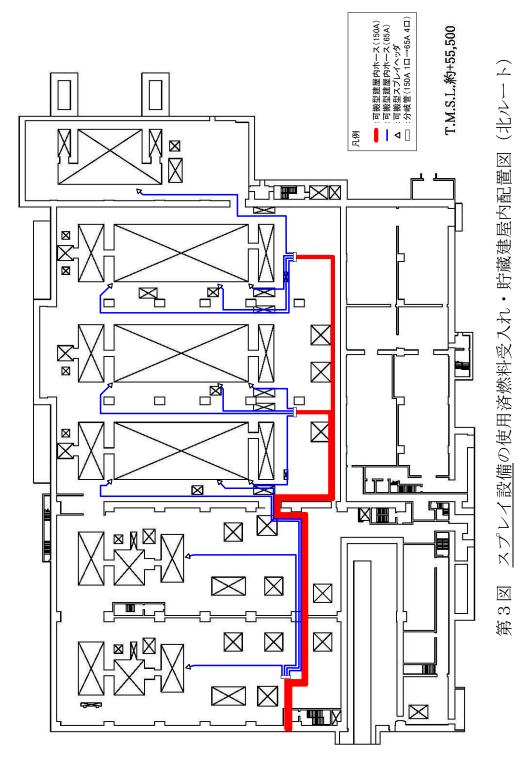
補足説明資料2-2 (第38条)

配置図

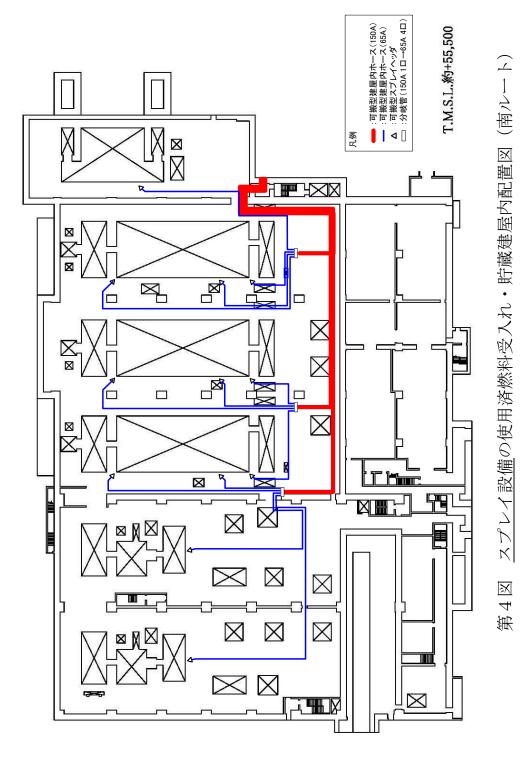


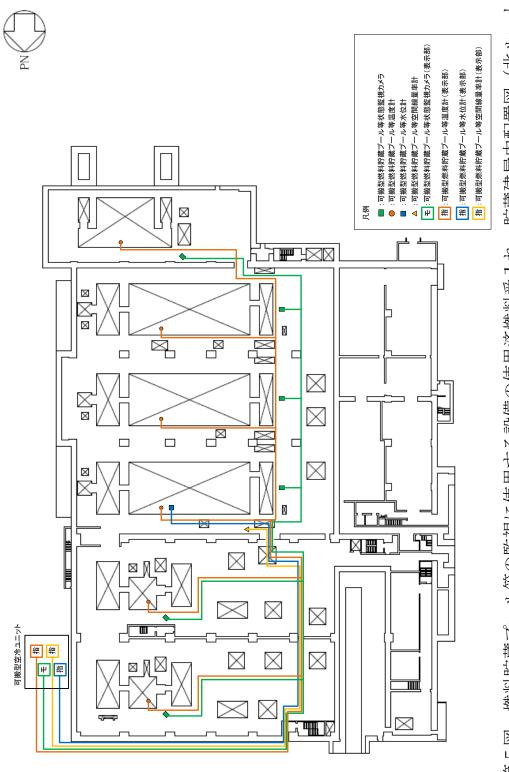




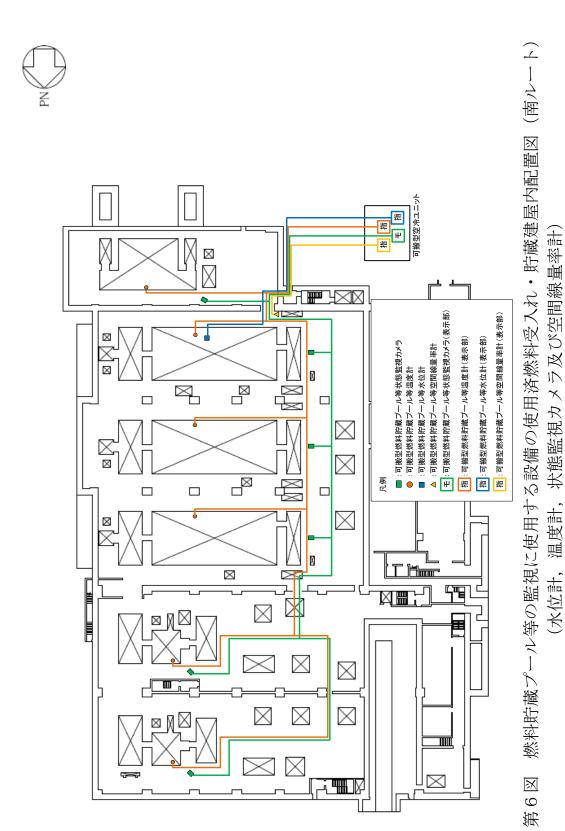


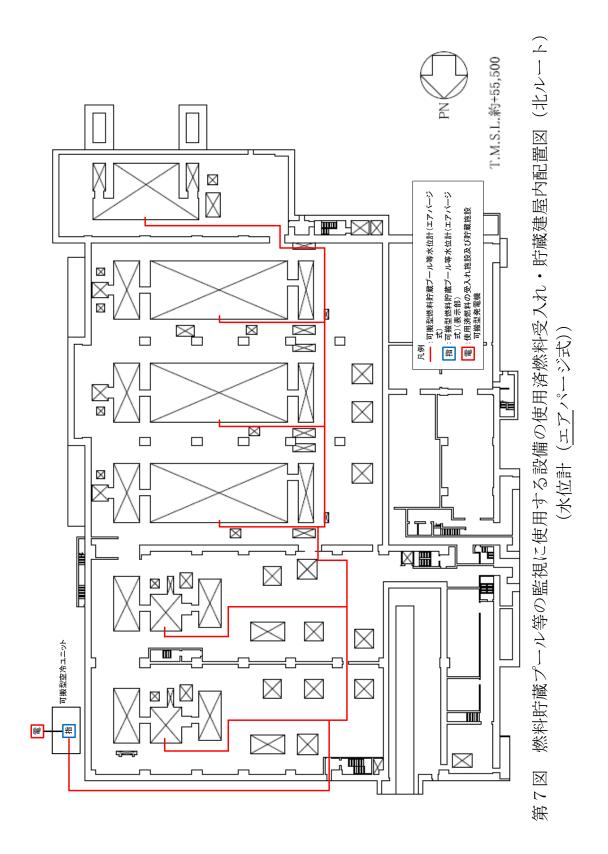


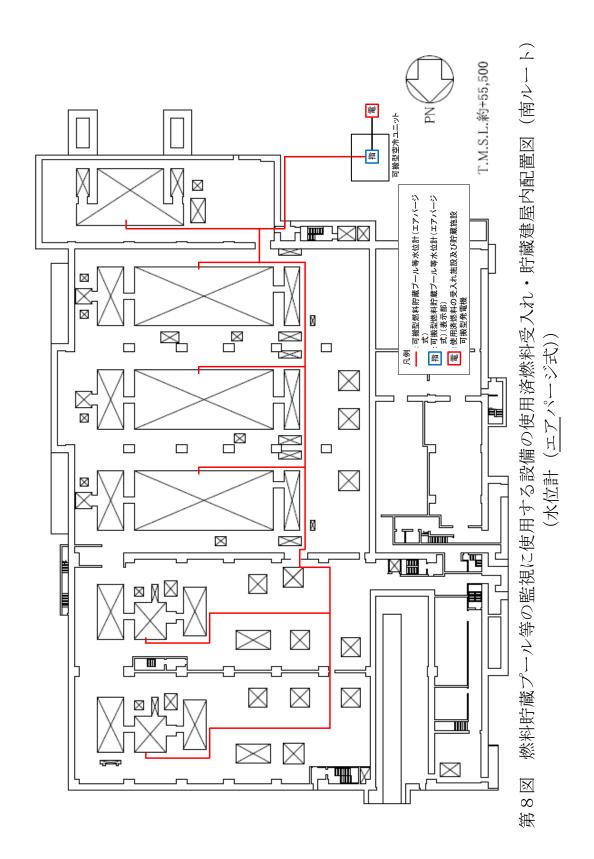


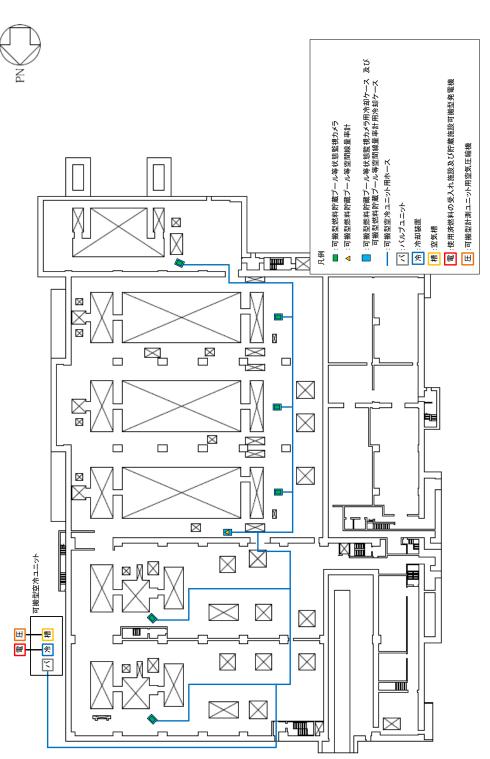


(ポケート) 燃料貯蔵プール等の監視に使用する設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図 (水位計, 温度計, 状態監視カメラ及び空間線量率計) 第5図

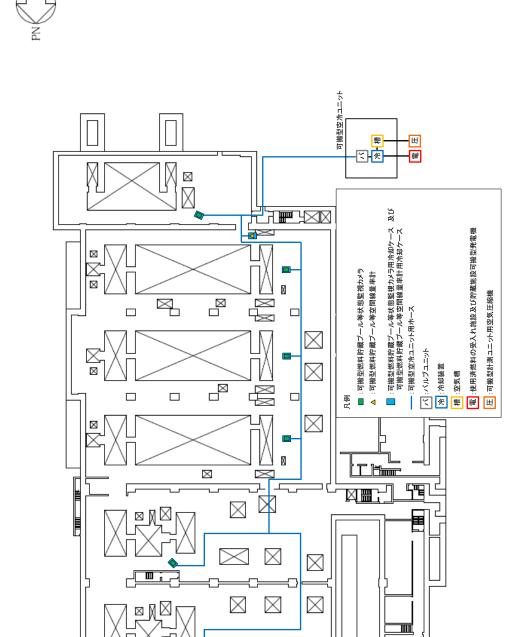




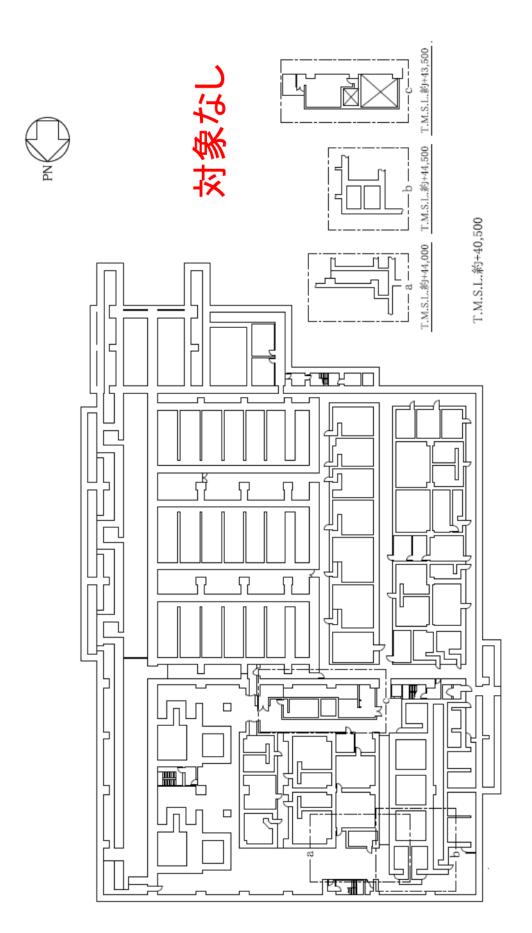




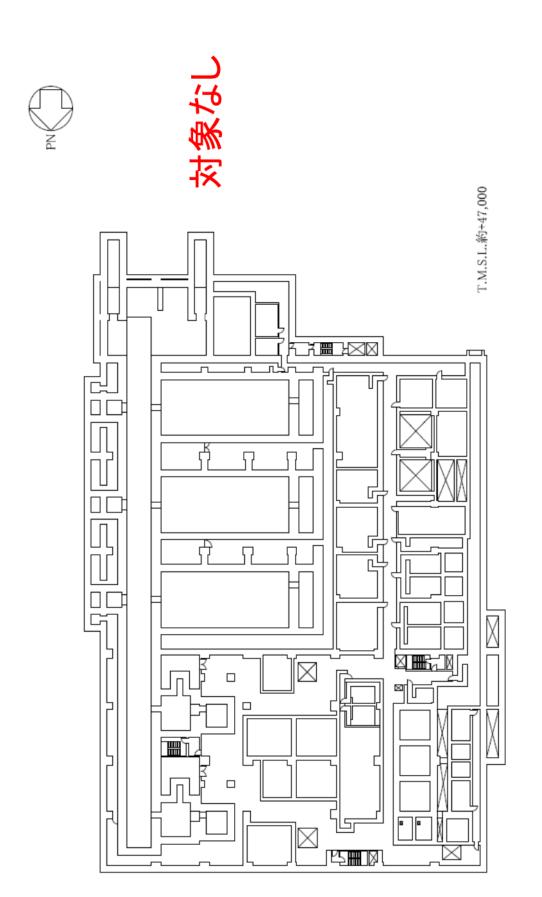
(ポアート) 燃料貯蔵プール等の監視に使用する設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図 (可搬型空冷ユニット等) 第9図



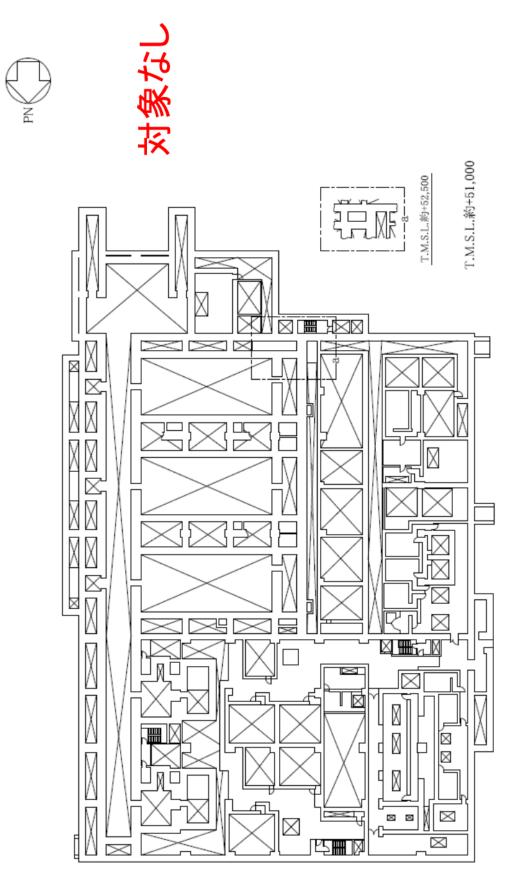
燃料貯蔵プール等の監視に使用する設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(南ルート) (可搬型空冷ユニット等) 第10区



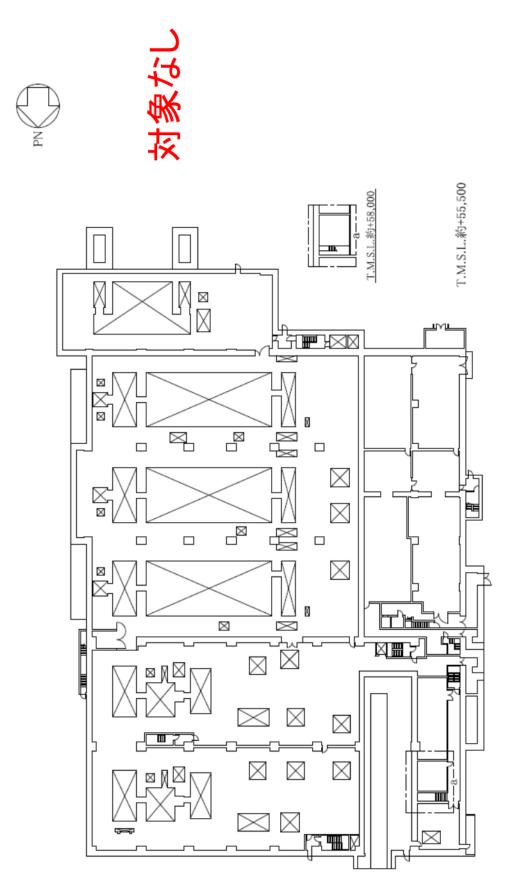
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の機器配置概要図(地下3階) 第 11 図



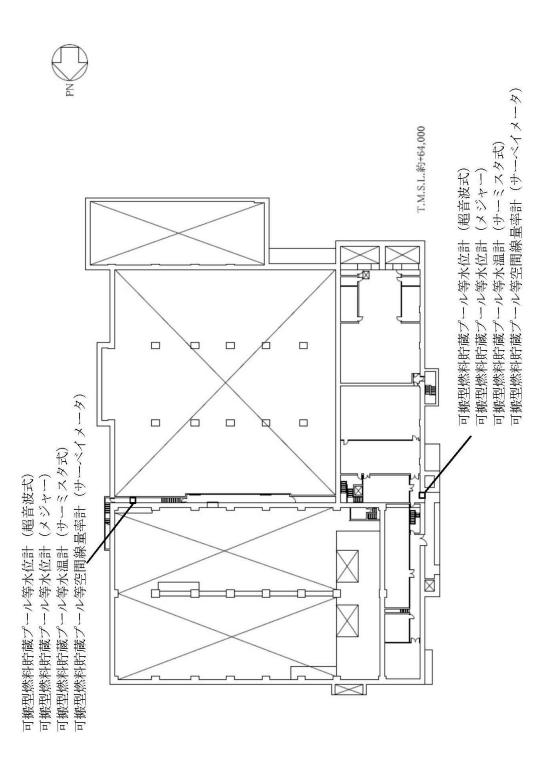
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の機器配置概要図(地下2階) 第 12 図



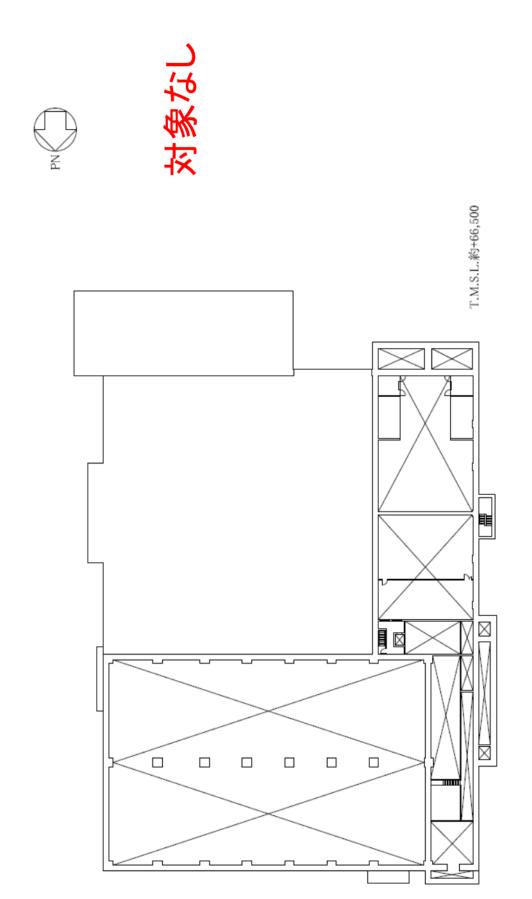
(地下1階) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の機器配置概要図 第 13 図



使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の機器配置概要図(地上1階) 第 14 図



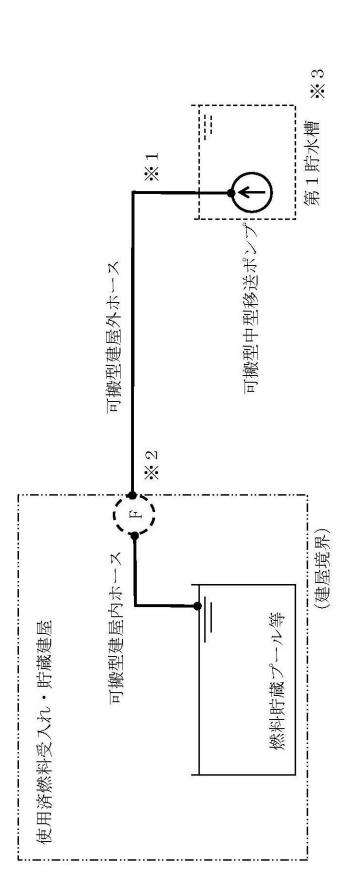
(地上2階) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の機器配置概要図 第 15 図



使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の機器配置概要図(地上3階) 第 16 図

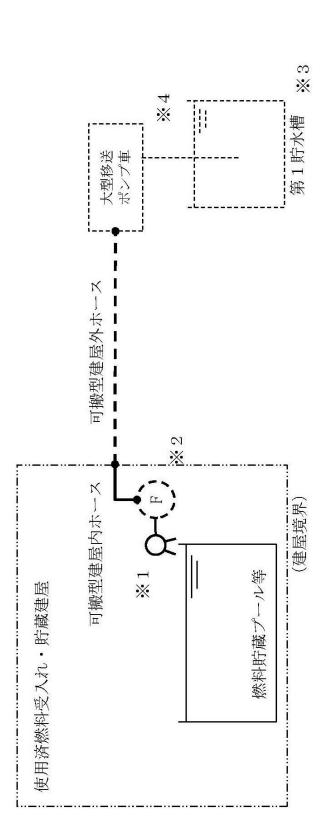
補足説明資料2-3 (第38条)

系統図



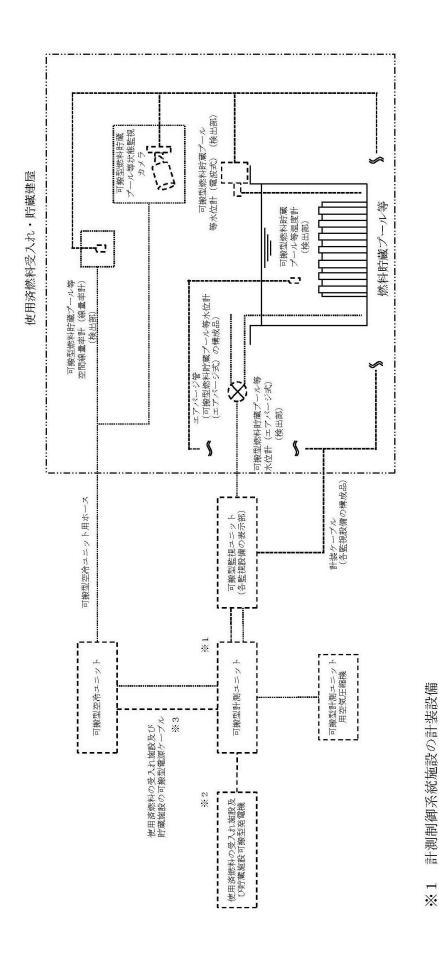
※1 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の代替注水設備※2 計測制御系統施設の装設備※3 その他再処理設備の附属施設の水供給設備

(代替注水設備) 燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処するための設備の系統概要図 第1図



※1 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設のスプレイ設備※2 計測制御系統施設の計装設備※3 その他再処理設備の附属施設の水供給設備※4 その他再処理設備の附属施設の放水設備

(メプレイ 燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処するための設備の系統概要図 第2図



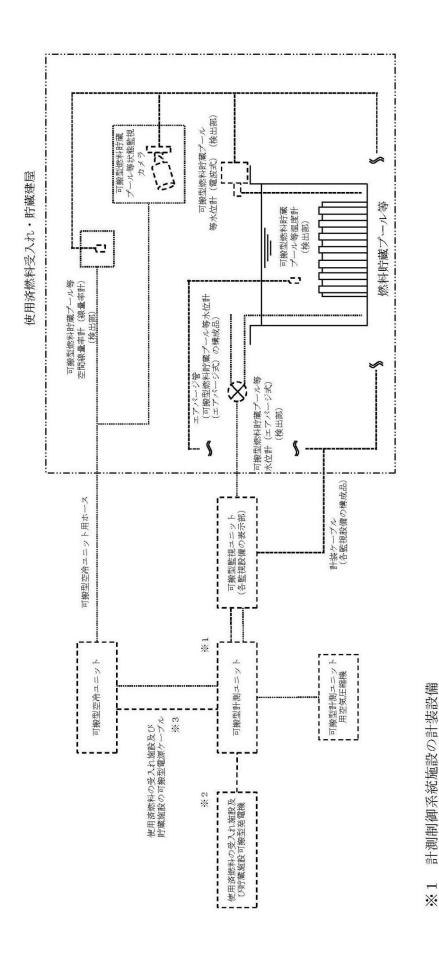
第3図 燃料貯蔵プール等の監視(注水)に用いる設備の系統概要図

2-3-3

電源設備の代替所内電気設備

電源設備の代替電源設備

α % **%**



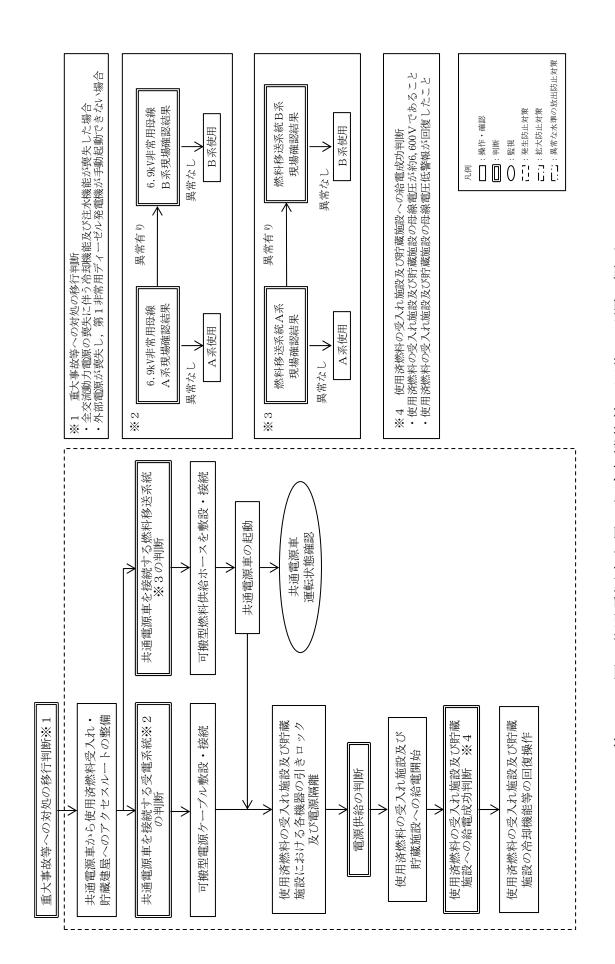
燃料貯蔵プール等の監視(スプレイ)に用いる設備の系統概要図 第4図

電源設備の代替電源設備 電源設備の代替所内電気設備

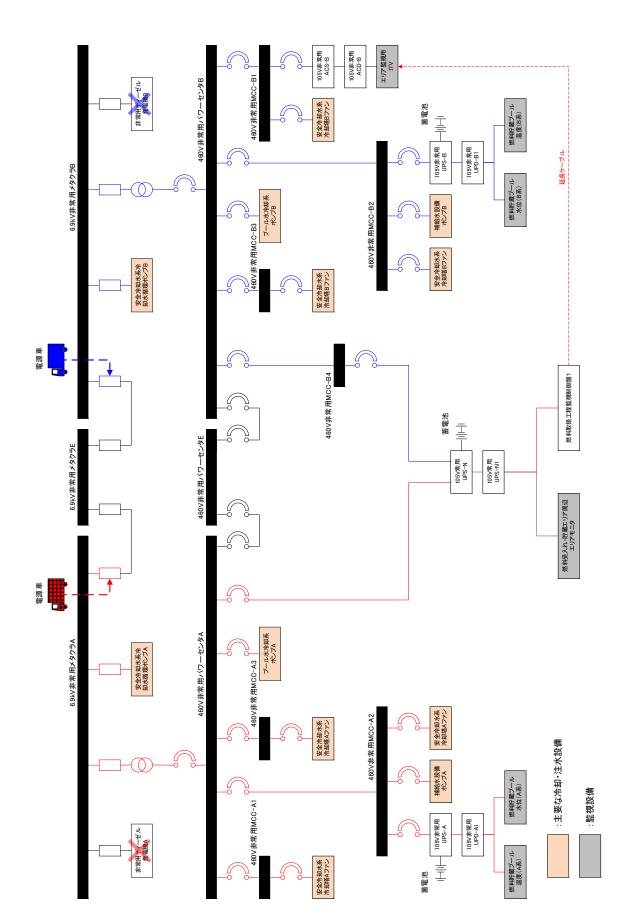
% **%**

補足説明資料2-4 (第38条)

その他設備



第1.5-5図 共通電源車を用いた冷却機能等の回復の手順の概要



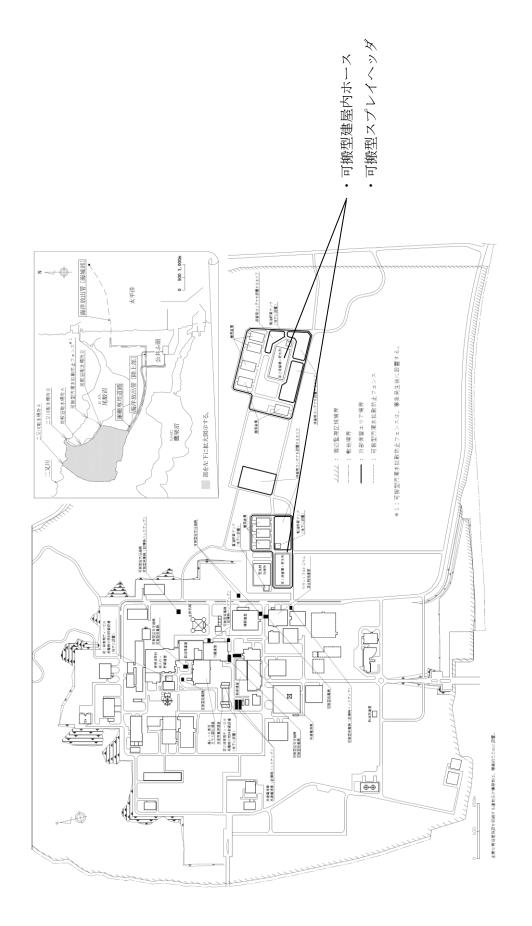
単線結線図 共通電源車による燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の復旧 第1.5-6図

計装設備及び放 射線計測設備の 配備に係る時間 を含む。 全交流動力電源 要失において, 設計基準対処の 施設が機能維持 している場合 プールの連勝用 始 (神象発生から 35時間) 二酸化炭素濃度 限界時間 (事象発生から 163時間) , • 0:10 0:10 0:40 0:25 4:30 0:30 0:25 0:10 1:30 1:00 24.X (19.8.X.) 2 7 8 7 2 4 \ 2 7 $^2\, \wedge$ $^1_{\perp}$ 4.7 4.7 107 8 } 4 7 2 } 10 Y $^{2}\, \wedge$ 2 7 16人 制御室 2 班 雄屋内8班 雄屋内10班 均4班 建屋内12班 維屋内14班 健屋内1班, 健屋内2班, 健屋対策班長, 現場管理者 制御室2班 要員数 要員管理班, 情報管理班 批約 9 班 B挺, C挺, D挺, E班, F班 建屋内7~17班 建屋内20班 建建建建筑路路路路路路路路路路 実施責任者 大雅 制御室3班 B雅 G雅, I.雅 B拼 ΑÆ ΑÆ L無 $\Lambda \mathfrak{K}$ 建屋内7班, 建屋内9班, 建屋内4 建层内11班, 3 维层内13班, 3 批对 7 班, J.Ħ. 1 1. 3雅, 制御室 1 班, ΛΉ, 制御室 3 使用済燃料の受入 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 可模型発電機起動 福祉 旅館 共通電源車の起動走行前確認。 計器監視, 可模型発電機及3 気圧縮機等への燃料の補給 7敷設・ rーブル敷設・ ープル教設・ ニット系統起動、 御室送風機の起動 |替制御室送風機の| 敷設| 通電原車起動 鐢 负荷起勤 可能型発電機による使用資格料の受 入れ施設及び貯蔵 加設への結電機 可模型発電機によ る使用済燃料の受 入れ施設及び貯蔵 施設への結電準備 可能型発電機によ る世間済然料の受 人れ施設及び貯蔵 施設への結電 対処施設への給電準備 計器監視 燃料の補給 在 中 中 œ 62 10 Ξ 13 12 16 17 82 21 00 4 **!~** 6 10 12 14 61 対策

共通電源車を用いた冷却機能及び注水機能の回復作業と所要時間 $\overline{\mathbb{X}}$ 5

補足説明資料2-5 (第38条)

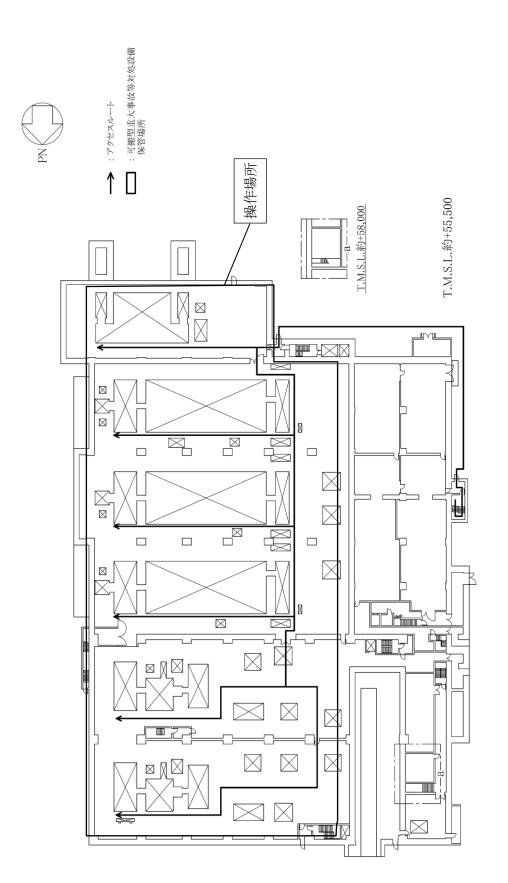
保管場所図



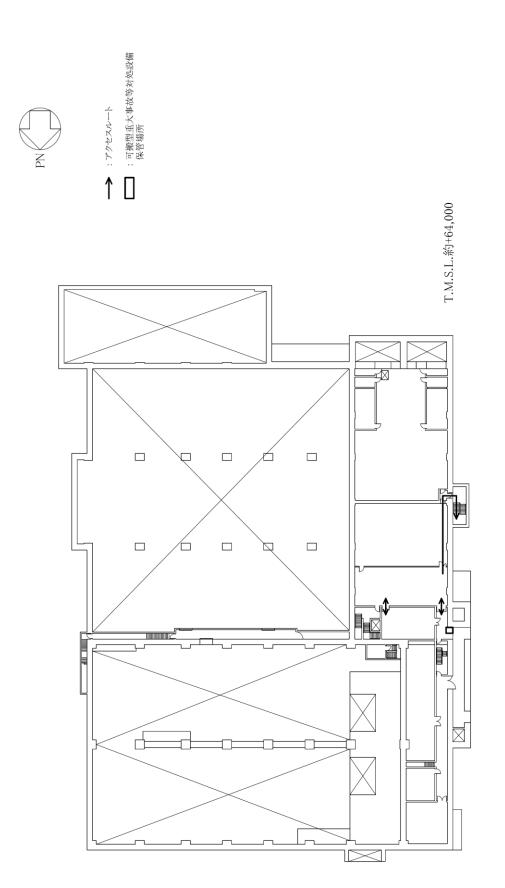
燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失の対処に必要な設備の保管場所図 第1図

補足説明資料2-6 (第38条)

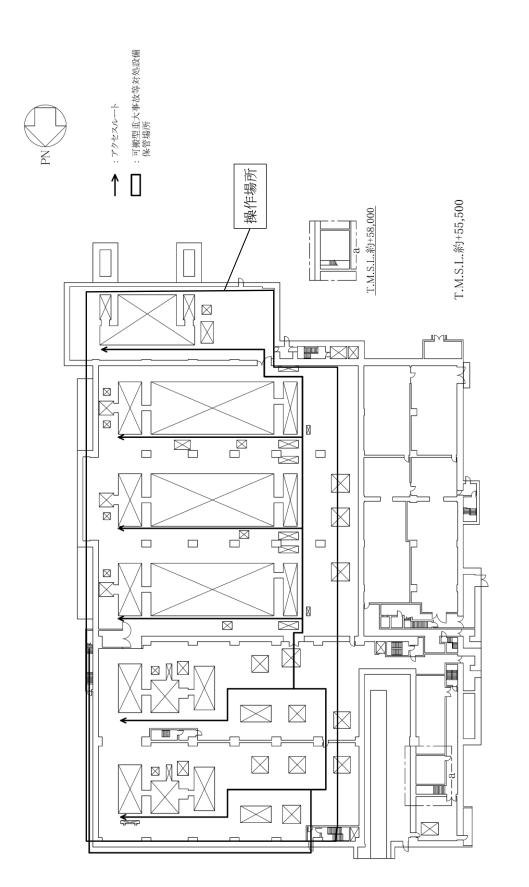
アクセスルート図



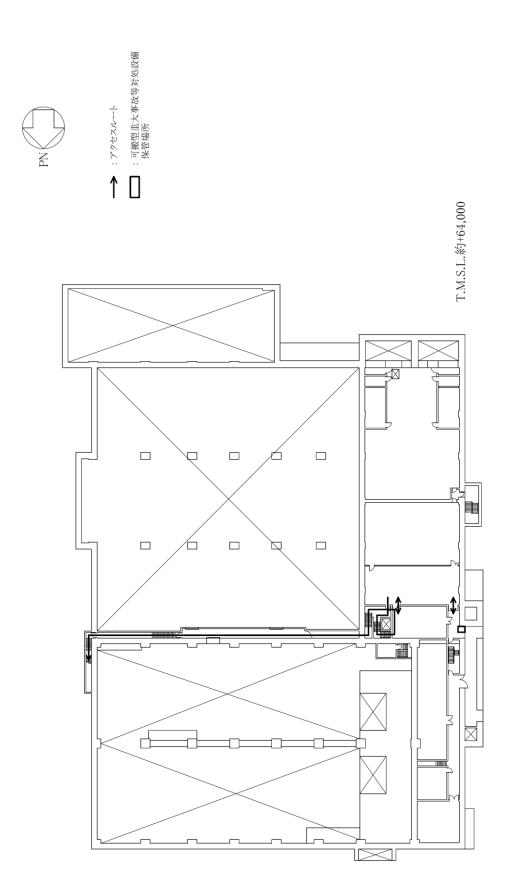
「燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失」のアクセスルート 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(南ルート)(地上1階)



「燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失」のアクセスルート 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(南ルート)(地上2階)



「燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失」のアクセスルート 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(北ルート)(地上1階)



「燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失」のアクセスルート 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(北ルート)(地上2階)

補足説明資料2-7 (第38条)

スプレイ設備について

スプレイ設備について

想定事故 2 を超える事故で使用する可搬型スプレイヘッダは、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするための台数を配備し、水のスプレイに必要な流量について満足することを確認している。 以上について詳細を次ページ以降に示す。 1. 可搬型スプレイヘッダ放水試験による放水範囲の確認

可搬型スプレイヘッダにて放水試験を実施し,放水範囲の確認を実施した。

(1)水角度の設定範囲

可搬型スプレイヘッダの放水角度は、縦方向に 10°~45°の 任意の角度(仰角)に設定することが可能である。また、横方向 には、可搬型スプレイヘッダ内に水が流れることにより、±10°、 ±15°、 ±20°の角度でノズルが旋回し、広範囲にスプレイする ことが可能である。(旋回させないことも可能)

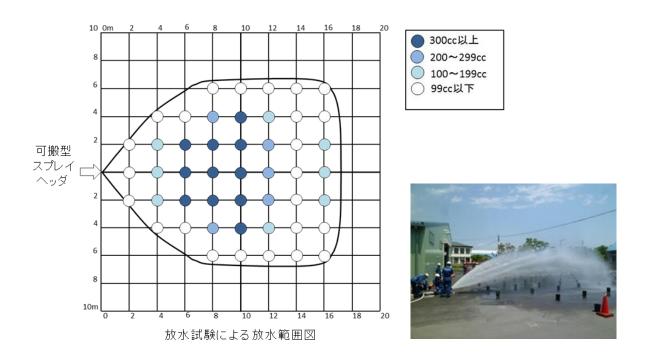
なお、ノズルの設定変更により、噴霧状態から直線状態まで放 水状態を変更することも可能である。

(2) 放水試験条件

- 可搬型スプレイヘッダ台数:1台
- ・ 放水角度 (仰角):30°
- 旋回角度: ±20°
- ·流量:700 L/m i n (42 m ³/h)
- · 放水圧: 0.4M P a
- •試験時間:1分間
- ・直径約21cmのバケツを並べ、放水範囲を確認

(3) 放水試験結果

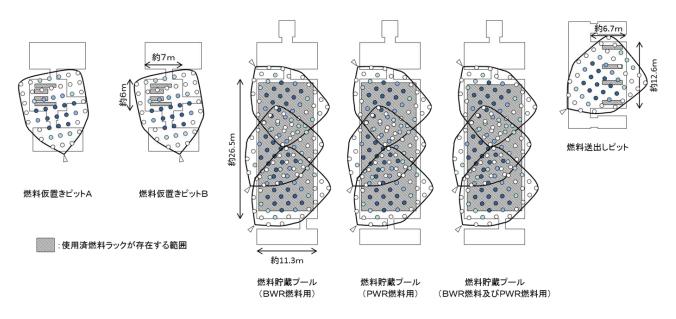
上記放水試験条件での放水範囲は下図のとおり。



2. 可搬型スプレイヘッダの設置台数について

(1) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋での放水範囲の確認

放水試験の結果をもとに、燃料貯蔵プール等に対し合計 12 台の可搬型スプレイヘッダを下図の配置することで、燃料貯蔵プール等の全面に水をスプレイすることが可能である。



使用済燃料受入れ・貯蔵建屋での放水範囲図

3. スプレイの実現性について

重大事故対策のひとつであるスプレイ設備の有効性は、社外スプレイ試験結果で得られたスプレイ範囲に基づき、燃料貯蔵プール等の全面に水をスプレイ可能なスプレイへッダ設置位置を現場及び図面上で確認し、全ての燃料貯蔵プール等において全面にスプレイ可能であると評価している。図面上にてスプレイ設備の有効性は確認されているが、屋外にて燃料貯蔵プールを模擬し実際に燃料貯蔵プール等に水をスプレイできることの実証確認試験を実施した。

(1) 試験日

2015年2月26日(天候:はれ,風向,風速:南東,1.3m/ sec)

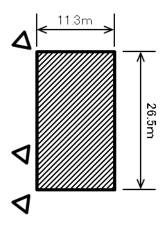
(2) 実施場所

再処理施設構内 (屋外)

- (3) 試験条件
 - 可搬型中型移送ポンプ:1台(定格 240 m³/h)
 - ・可搬型スプレイヘッダ台数:3台
 - ホース本数: 2本(150Aホース), 7本(65Aホース)
 - ・ 放水量: 約 126 m³/h (700 L/m i n・台×3台)
 - 燃料貯蔵プール1基を模擬(燃料貯蔵プール寸法:約11.3 m×約26.5m)

(4) 試験結果

試験の結果,燃料貯蔵プール等に水をスプレイ可能であることを確認した。



スプレイ試験風景



試験前



試験中

■■については核不拡散の観点から公開できません。

- 4. 燃料貯蔵プール等への必要スプレイ流量について
- (1) 評価の目的

想定事故2を超える事故において,燃料貯蔵プール等にある使用済燃料の冷却に必要なスプレイ流量を算出する。

(2) 評価条件

- a. 燃料貯蔵プール等の水が流出して使用済燃料が全露出して いる状態を想定する。
- b. 崩壊熱をスプレイ水により冷却できるスプレイ流量を算出 する。
- c.スプレイ水の温度は高めに見積もっても 40℃程度であるが、 顕熱冷却による効果は考慮せずに飽和水(大気圧下)と仮定 する。
- d. 想定する崩壊熱は、以下に示す使用済燃料条件に基づき、 ORIGENコードを用いて算出。

使用済燃料条件 (崩壊熱除去設計用燃料仕様)

項目	BWR燃料	PWR燃料	
初期濃縮度(wt%)	4.0 4.5		
使用済燃料集合体燃焼度 (MWd/t・UPr)	45.000		
比出力 (MW/t · U P r)	26	38	
貯蔵量 (t · U P r)	1.500	1.500	
燃料型式	8×8型	17×17 型	

〔既に許可を受けている再処理事業指定申請書記載値〕

(3)受入れ・貯蔵量の設定について

スプレイ設備の有効性評価で使用する使用済燃料は4年冷却 $600 \text{ t} \cdot \text{U}_{\text{Pr}}$, 12年冷却 2, $400 \text{ t} \cdot \text{U}_{\text{Pr}}$ とする。燃料貯蔵プール等へのスプレイ流量の算出においては,各燃料貯蔵プールで想定しうる最大の崩壊熱量を設定し,使用済燃料貯蔵量は下表のとおりとする。

各プールでの貯蔵容量

	燃料貯蔵プール (BWR燃料)	燃料貯蔵プール (PWR燃料)	燃料貯蔵プール (BWR燃料及びPWR 燃料)	
貯蔵可能な 燃料種別	BWR燃料	PWR燃料	BWR燃料	PWR燃料
貯蔵容量 (t・U _{Pr})	1,000	1,000	500	500



スプレイ流量の算出に用いる各燃料貯蔵プールでの

使用済燃料貯蔵量

		燃料貯蔵プール (BWR燃料)	燃料貯蔵プール (PWR燃料)	燃料貯蔵 (BWR燃 R燃	料及びPW
燃料種別		BWR燃料	PWR燃料	B W R 燃料	PWR 燃料
冷却年数 4 (年) 12	600	600	100	500	
	12	400	400	400	0
合計 1,000 1,000		1, 0	000		

使用済燃料の崩壊熱分布 (燃料貯蔵プール (BWR燃料用))

	BWR燃料			
冷却期間 (年)	崩壊熱	貯蔵量	総崩壊熱(kW)	
	$(W/t \cdot U_{Pr})$	(t • U _{Pr})		
4	2927. 23	600	0.000	
12	1487. 54	400	2, 360	

使用済燃料の崩壊熱分布 (燃料貯蔵プール (PWR燃料用))

	PWR燃料			
冷却期間 (年)	崩壊熱 (W/t・UPr)	貯蔵量(t・U _{Pr})	総崩壊熱 (k W)	
4	3102. 10	600	0. 450	
12	1470. 82	400	2, 450	

使用済燃料の崩壊熱分布

(燃料貯蔵プール (BWR燃料及びPWR燃料用))

	BWR燃料		PWR燃料		◇◇ 共 本 為
冷却期間(年)	崩壊熱	貯蔵量	崩壊熱	貯蔵量	総崩壊熱 (kW)
	$(W/t \cdot U_{Pr})$	(t • U _{Pr})	$(W/t \cdot U_{Pr})$	(t • U _{Pr})	(KW)
4	2927. 23	100	3102. 10	500	0.440
12	1470.82	400	1470. 82	0	2, 440

(4) 評価式

各燃料貯蔵プールに対し必要なスプレイ量は下式により算出 するものとし、蒸発潜熱を考慮した流量とする。

$$\triangle$$
 V $/ \triangle$ t (m 3 / h) = $\frac{Q [kW] \times 3,600}{\rho (kg/m^3) \times h f g (kJ/kg)}$ ** 1

 $\triangle V/\triangle t$: 必要なスプレイ流量(m³/h)

Q:前頁参照

ho (飽和水密度) : 958 (kg/m³) $\stackrel{\text{\tiny *}}{\times}$ 2

h f g (飽和水蒸発潜熱) : 2,257 (k J/k g) ※ 3

 $%1:(\rho\times\triangle V)(kg)$ の飽和水が蒸気に変わるための熱量は hfg×($\rho\times\triangle V$)(kJ)で、各燃料貯蔵プールの使用 済燃料の $\triangle t$ 時間あたりの崩壊熱量 \mathbf{Q} $\triangle t$ に等しい。

保有水はより厳しい条件となるように大気圧下での飽和水 (100℃) として評価している。

※2:物性値の出典:国立天文台編「理科年表 2002」

※3:物性値の出典:「蒸気表 1980」

(5) 必要なスプレイ流量の評価結果

評価式に基づき,使用済燃料の崩壊熱除去に必要なスプレイ流量を評価した結果,下表のとおり,各燃料貯蔵プールにおいて約4(m³/h)となる。可搬型スプレイヘッダによる燃料貯蔵プール1基あたりのスプレイ流量は約126m³/hであり,水のスプレイにより冷却可能である。また,NEI06-12において求められている燃料貯蔵プールへのスプレイ流量である200gpm(約45.4m³/h)を上回る流量となっている。

なお、ピットについては燃料貯蔵プールに比べ設備容量が小さく崩壊熱量は低くなるが、より厳しい条件となるように燃料貯蔵 プールと同程度のスプレイ流量とする。

必要なスプレイ流量	业 妛	岁な ノ	・フィ	/ 1	流道
-----------	-----	------	-----	-----	----

	燃料貯蔵プ ール (BWR 燃料用)	燃料貯蔵プ ール (PWR 燃料用)	燃料貯蔵プ ール (BWR 燃料用及び PWR燃料 用)	燃料仮置き ピットA	燃料仮置き ピットB	燃料送出しピット
崩壊熱	2, 360	2, 450	2, 440	_	_	_
71/1927///	(kW)	(kW)	(kW)			
必要なスプ	約4.0	約4.1	約4.1	約4.0	約4.0	約4.0
レイ流量	(m^3/h)	(m^3/h)	(m^3/h)	(m^3/h)	(m^3/h)	(m^3/h)
供給するス	約 126	約 126	約 126	約 42	約 42	約 42
プレイ流量	(m^3/h)	(m^3/h)	(m^3/h)	(m^3/h)	(m^3/h)	(m^3/h)

想定事故 2 を超える事故に対して,燃料貯蔵プール等の水が流出して使用済燃料が全露出している状態を想定した場合,使用済燃料の崩壊熱除去に必要なスプレイ流量は合計で約 25 m³/h となる。大型移送ポンプ車によるスプレイ容量は約 510 m³/h であることから、崩壊熱除去に必要なスプレイ流量を十分に上回る。

補足説明資料2-8 (第38条)

計装設備の測定原理

1. 燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に関する重大事故等対処計装設備の仕様と環境

把握情報	計器仕様		計測タイミング	伝送可否
	計測方式	超音波式		
	測定原理	超音波の反射時間を測定すること により測定器と液面の距離を測定 する	計測タイミング:初動対応および対策作業 時 の知動やでいかに7日間で2日に2010年	I
	計測範囲	$0.6\sim16\mathrm{m}$	<u>し勿</u> 男凶がにおいる兄笏唯部時 ②携行による木佐の継続幣視	
	計器精度	約 (±0.5%+1 d i g) o f RD		
	計測方式	ーキジメ		
燃料貯蔵プール等水位	測定原理	長さを記した目盛により液位を測 定する	計測タイミング:初動対応および対策作業 時 ※ ***********************************	I
	計測範囲	2 m	U例動対心における現場確認時 ②増行による水位の継続野祖	
	計器精度	J I S 1 級		
	計測方式	電波式		
	測定原理	電波の反射時間を測定することに より測定器と液面の距離を測定す る	計測タイミング:対策作業時 ①水位の継続監視	0
	計測範囲	$0.5 \sim 11.5 \mathrm{m}$		
	計器精度	約±20mm		

(かづつ)

把握倩報	計器仕様		計測タイミング	伝送可否
	計測方式	エアパージ式		
然料貯蔵等プール水位	測定原理	液浸配管をエアパージしたときの 圧力により液位を測定する	計測タイミング:対策作業時のよりによる。	0
	計測範囲	$0.2 \sim 11.5 \mathrm{m}$	(J)水(ICO)	
	計器精度	約±1%F. S		
	計測方式	サーミスタ <u>式</u>		
	測定原理	サーミスタの電気抵抗により温度 を測定する	計測タイミング:初動対応および対策作業時	I
	計測範囲	$0 \sim 150$ °C	し初動対応における現場確認時 ②増行による水温の継続瞭ね	
李述: "上林林子" 5 由 中	計器精度	約±1°C		
※ や 大 大	計測方式	測温抵抗体		
	測定原理	金属の電気抵抗の測定により温度 を測定する	計測タイミング:対策作業時のようでは、	0
	計測範囲	$0\sim100^\circ\mathrm{C}$	(J)水温の淋結監視	
	計器精度	約±2℃		
	計測方式	電磁式		
代替注水設備流量	測定原理	磁界中を流れる導電性流体の誘導 起電力により流量を測定する	計測タイミング:対策作業時のほかに、	0
	計測範囲	$0 \sim 570 \mathrm{m}^3$ /h	し燃料貯蔵フール等への圧水作業時	
	計器精度	約±1% of RD		

(といば)

把握情報	計器仕様		計測タイミング	伝送可否
	計測方式	電磁式		
スプレイ設備流量	測定原理	磁界中を流れる導電性流体の誘導 起電力により流量を測定する	計測タイミング:対策作業時 ①燃料貯蔵プール等へのスプレイ開始	0
	計測範囲	$0 \sim 100 \mathrm{m}^3$ /h	世	
	計器精度	約±1% of RD		

伝送可否

一: 伝送しない情報

〇: 伝送可能な計測機器

補足説明資料2-9 (第38条)

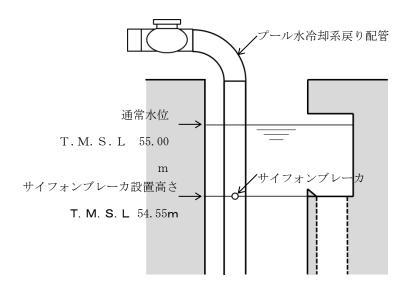
サイフォンブレーカの健全性について

サイフォンブレーカの健全性について

想定事故 2 (サイフォン現象等により燃料貯蔵プール等内の水の小規模な喪失が発生し、燃料貯蔵プール等の水位が低下する事故)では、プール水冷却系戻り配管に設置する計画であるサイフォンブレーカの機能を期待している。

1. サイフォンブレーカ仕様

想定事故2において発生を想定しているサイフォン現象を防止するため、サイフォン現象を引き起こす可能性のある配管 14 箇所にサイフォンブレーカを設置する。サイフォンブレーカの仕様は以下のとおりである。配管の口径によって孔の口径は異なる。



対象配管	サイフォンブレー <u>カの</u> 最大口径※
300 A	φ 20 m m
80 A	φ 19m m
50 A	φ 12m m

※最大口径は、施工公差を見込んだ 最大値となる。

2. サイフォンブレーカ設置箇所

サイフォンブレーカは、プール水冷却系配管の戻りの配管に設置する「孔」であり、下記のとおり閉塞等による機能喪失は発生しないと考えられる。

3. 地震による影響

サイフォンブレーカが取り付けられているプール水冷却系配管の戻り の配管は十分な耐震性を有しており、地震による影響はない。

4. 人的過誤による影響

サイフォンブレーカの構成機器はプール水冷却系配管の戻りの配管に設置する「孔」のみであり、弁等は設置しないことから、人的過誤や故障によりその機能を喪失することはない。サイフォン現象により漏えいが発生した場合にも、運転員等による操作は不要であり、燃料貯蔵プール等の水位がサイフォンブレーカ開口部高さまで低下すればその効果を発揮する。

5. 異物による閉塞

サイフォンブレーカの異物による閉塞の原因として、プール水面の浮遊物やプールへの異物の落下が考えられるものの、社内ルールに基づき、異物の発生、混入を防止するための管理を適切に実施している。このため、異物によりサイフォンブレーカが閉塞することはない。

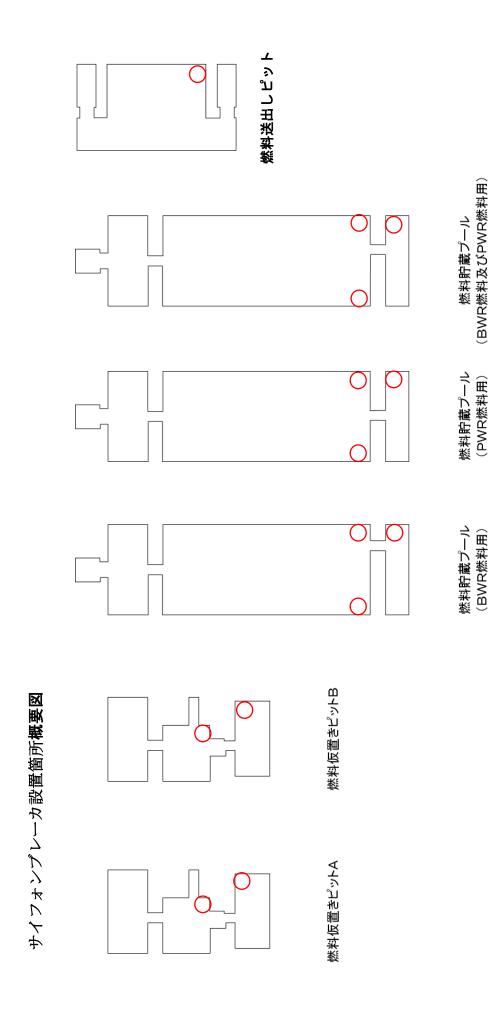
6. 落下物による影響

サイフォンブレーカは燃料貯蔵プール等の高さ方向に垂直に配置されたプール水冷却系配管の戻りの配管の一部に設置する「孔」であることから、燃料貯蔵プール上部や周辺からの落下物が直接、接触し、閉塞する可能性は極めて小さい。

万一、落下物により曲げ変形が生じた場合についても、一定の剛性を有する鋼管に曲げ変形が生じる場合、断面は楕円形状を保持したまま変形するため、極端に座屈変形して流路が完全に閉塞することはないと考える。空気の通り道があればサイフォンブレーカは機能する。

7. 通水状況の確認

上記のとおりサイフォンブレーカは閉塞することはないと考えられるが、社内ルールに基づき、通常運転時においても原則として1回/日、通水状態にあることを確認する。



補足説明資料2-13(第38条)

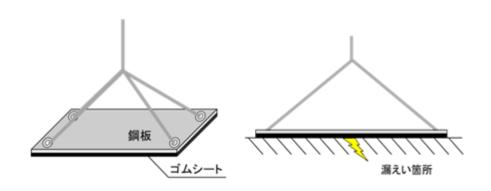
プール水の漏えい緩和手段について

プール水の漏えい緩和手段について

燃料貯蔵プール等からのプール水漏えい緩和手段として,あらかじめ資機材を準備し,漏えいを緩和する手順を整備する。 止水材による漏えい緩和手段を以下に示す。

1. その他設備(資機材)による漏えい緩和

漏えい箇所が目視により確認でき、かつ燃料貯蔵プール等上部からアクセス可能な場合は、<u>止水材(ステンレス鋼板、ロー</u>プ等)により損傷箇所を塞ぎ漏えいを緩和する。



2. ウエス等の投入による漏えい緩和

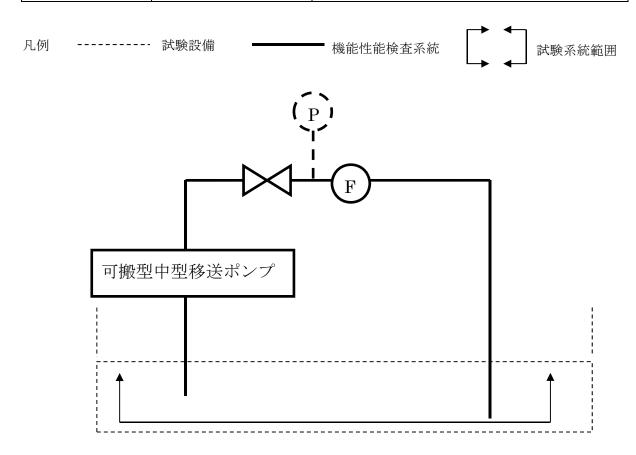
漏えい箇所が目視により確認できない場合には,ウエス等を 燃料貯蔵プール等に投入し,漏えい箇所へ流入させることによ り,損傷箇所を塞ぎ漏えいを緩和する。 補足説明資料2-14(第38条)

補足説明資料2-14 主要設備の試験・検査

(1) 代替注水設備

a. 可搬型中型移送ポンプの試験検査

再処理施設 の状態	項目	内容
運転中又は	分解点検 外観確認	分解して状態確認後,消耗品を交換する。組み立て後,異常なく動作することを確認する。 外観上,異常が無いことを確認する。
停止中	機能性能試験	可搬型中型移送ポンプの試験系統を 構成するポンプ及びホースに漏えい がないことを確認する。 ポンプ運転性能を確認する。



図は第1貯水槽を使用した可搬型中型移送ポンプの機能性能検査系統を示す。

機能性能検査は、可搬型中型移送ポンプを第 1 貯水槽の近傍に設置し、ホース等により仮設の試験設備を構成し、第 1 貯水槽を水源とした循環運転によりポンプの運転性能、系統の漏えい確認を実施する。

仮設の試験設備であるため、第1貯水槽以外の水源でも試験可能である。

図1 可搬型中型移送ポンプの試験系統図

b. 可搬型建屋外ホースの試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認
是		する。

c. 可搬型建屋内ホースの試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認
	7 1 190711175	する。

(2)漏えい抑制設備

a. サイフォンブレーカの試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
		外観上, 異常が無いこと (目視
運転中又は停止中	外観点検	によりサイフォンブレーカが閉
		塞していないこと)を確認する。

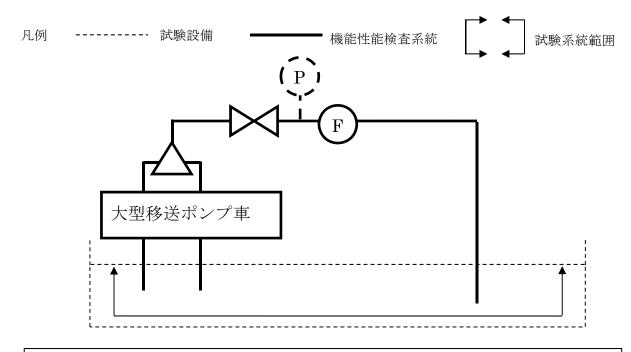
b. 止水板及び蓋の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認
2 2 7 7 7 7	7 1 94711170	する。

(3) スプレイ設備

a. 大型移送ポンプ車の試験検査

再処理施設 の状態	項目	内容
運転中又は	分解点検外観確認	分解して状態確認後,消耗品を交換する。組み立て後,異常なく動作することを確認する。 外観上,異常が無いことを確認する。
停止中	車両検査	車両について, 走行できることを確 認する。
	機能性能試験	大型移送ポンプ車の試験系統を構成するポンプ及びホースに漏えいがないことを確認する。 ポンプ運転性能を確認する。



図は第1貯水槽を使用した大型移送ポンプ車の機能・性能検査系統を示す。

機能・性能検査は、大型移送ポンプ車を第1貯水槽の近傍に設置し、ホース等により仮設の試験設備を構成し、第1貯水槽を水源とした循環運転によりポンプの運転性能、系統の漏えい確認を 実施する。

仮設の試験設備であるため, 第1 貯水槽以外の水源でも試験可能である。

図2 大型移送ポンプ車の試験系統図

b. 可搬型建屋外ホースの試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

c. 可搬型建屋内ホースの試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

d. 可搬型スプレイヘッダの試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	 外観点検	外観上, 異常が無いことを確認
Z[A 7(101) II	7 1 Bunning	する。

(4) 臨界防止設備

燃料仮置きラック、燃料貯蔵ラック、バスケット及びバスケット仮置き 架台の試験検査

再処理施設の状態	項目	内 容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いこと (目視
		により機能に影響を及ぼすおそ
		れのある変形等がないこと)を
		確認する。